

令和4年6月13日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
D	X	(秋山	勲)
定	住	高巢	雅彦
観	光	荒川	真美
商	工	山口	幸彦
税	務	田代	秀明
市	民	溝上	啓之
環	境	石橋	信輝
農	業	松藤	洋治
学	校	郷田	純一
ス	ポ	松尾	裕二
立	花	持丸	弘
矢	部	石川	幸一

## 議事日程第2号

令和4年6月13日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 橋 本 正 敏 議員
- 2 高 山 正 信 議員
- 3 田 中 栄 一 議員
- 4 森 茂 生 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。橋本正敏議員、森茂生議員要求の資料及び森茂生議員提出の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

おはようございます。5番橋本正敏です。6月議会の一般質問トップバッターとして、これからのスムーズな流れをつくるために務めたいと思います。

傍聴席の皆様、早朝より足を運んでいただき、ありがとうございます。また、インターネット中継を御覧の皆様、最後までどうぞお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

本日は今年4月に本庁に新しく設置されました総務部DX推進室につきまして、業務内容

と、それがこれからの私たちの生活にどのように関わり、どのように変わっていくのかを質問いたします。

次に、いまだ終息しない新型コロナウイルス禍にありながら、さらに、今年2月24日からロシアによるウクライナ侵攻に伴い、世界中が大きな混乱に陥っている今、日本では20年ぶりの円安水準が続き、食料、原油、資材等の高騰により私たちの暮らしは逼迫し、見通しが利かない状態にあります。経営基盤の脆弱な中小企業、農林水産業における経費の増大が経営を圧迫し、経営の行き詰まりやこれからの生産意欲の大きな低下を招くのではないかと危惧しているところです。

これらに対する市としての何らかの支援を考えてあるのか、質問いたします。

詳細につきましては質問席にてさせていただきます。答弁される執行部の方々におかれましても、簡潔、明瞭、前向きな答弁をよろしく願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、デジタル社会に向けた取組についてでございます。

市民生活において具体的にどう変わるのかというお尋ねでございます。

本市では、八女市デジタルトランスフォーメーション推進戦略を本年3月に策定いたしました。本戦略では、デジタル技術を活用し、便利で安心、充実した住民サービスを実現することを方針として掲げており、行政手続のオンライン化や総合窓口システムの導入、地域のデジタル化の推進などに取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカードの普及推進についてでございます。

マイナンバーカードの普及につきましては、感染防止対策を行いながら、地域の公民館や確定申告会場、商業施設等に臨時窓口を開設し、カードの申請受付を行うとともに、カードの交付につきましても、休日に開庁するなどにより普及に努めてまいりました。

また、カードの利活用につきましては、コンビニ交付サービスを拡充するものとして、新たに税関係証明等の追加を行い、市民の利便性向上を図っております。

今後も引き続きデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及推進に取り組んでまいります。

次に、乗合タクシーのスマートフォン予約、バスの位置情報の配信等についてでございます。

近年のスマートフォンの普及とともに、その活用は多様なものになっております。乗合タクシーにおいても、スマートフォンの活用を含めたデジタル化への対応を検討してまいりたいと考えております。

バスの位置情報の配信等については、バス事業者が導入するものであり、現在、高速バスの八女インターチェンジ上りバス停で導入されております。

なお、路線バスの位置情報の配信については、事業者の導入に係るコスト面と有用性を見定める必要がありますので、バス事業者と調査してまいりたいと考えております。

次に、リユース品のサイトの立ち上げについてでございます。

現在のところ行政主導によるサイトの立ち上げは考えておりませんが、リユース市場の規模が拡大し、ネット事業に力を入れる民間事業者が増えている状況と資源循環分野におけるデジタル技術適用の検討を進めている国の動向を注視してまいります。

次に、デジタル媒体活用の講習会、支援員の確保についてでございます。

地域社会のデジタル化を進めるには、情報格差の課題解消が重要となります。高齢者をはじめとした、いわゆるデジタル弱者を支援する仕組みとして、スマートフォン講習会の開催やデジタル活用支援員の確保など、地域における情報格差の解消に取り組んでまいります。

次に、原油・原材料価格高騰に伴う各種資材の大幅値上げに対する施策はあるかというお尋ねでございます。

中小企業に対する支援についてでございます。

本市では、商工振興施策として、商工事業者の支援と個人消費を喚起するため、「新しい生活様式」に対応した取組を行う商工事業者への助成とプレミアム付商品券発行に対する助成を行ってきております。さらに、燃油高騰により特に大きな影響を受けている交通事業者の支援を目的とした交通事業者燃油高騰対策支援金交付事業を今定例会の補正予算（第3号）に計上いたしております。

今後も国、県の動きを注視しつつ、八女商工会議所、八女市商工会及び各種団体等と連携を図りながら、八女市の産業、経済が低迷することのないように対応してまいります。

次に、農業に対する支援についてでございます。

農業経営における資材は肥料、農薬、生産資材など多岐にわたり、資材費の高騰が農業経営に大きく影響していると認識をしています。特に、肥料は原料の多くを輸入に頼っており、国際情勢の影響による高騰が続いています。

現在、国、県では肥料高騰に伴う緊急的な対策事業による支援が検討されているところで、資材費の高騰は今後も続くと予想されますので、農家への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、各作物が生産低下に陥ることのないよう対応してまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

#### ○5番（橋本正敏君）

まず、市民生活において具体的にどう変わるかということでお聞きいたします。

デジタル庁が昨年9月1日に設置されました。デジタル庁はデジタル社会形成の司令塔と

して、デジタルトランスフォーメーションを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指すとしています。そして、徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体のDXの推進を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現するよう取り組んでいくともあります。

では、私たち市民にとって何がどう変わって、どう便利になるのかということをもまず具体的にお聞きいたします。

**○DX推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

市長答弁にもございましたが、今年3月に八女市デジタルトランスフォーメーション推進戦略を策定いたしまして、その中に背景であるとか目的について記載をしておるところでございます。一昨年からのコロナ禍に伴い、新たな生活様式や働き方改革、そういったことに対応するためにデジタル技術の活用が高まりを見せてきておりますが、その一方では、行政の業務プロセスの違いであるとか情報システムの違いによりまして、データの横の連携がしっかりできないといったことが課題として出てきておるところでございます。

そのような中で、議員からもありましたように、国ではデジタル社会の実現に向けた重点計画を策定いたしまして、高齢化や人口減少、こういったものに対応するために、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」といったビジョンを示しておるところでございます。

また、これを実現していくためには、住民に近い私たち地方公共団体の役割というのが極めて重要であると位置づけられておるところでございます。また、総務省のほうでは、令和7年度までに具体的に自治体DX推進計画という形で行政手続のオンライン化であるとか情報システムの標準化、あるいは地域のデジタル化の推進ということで計画がなされておるところでございます。このような国の計画を踏まえまして、今回、八女市DX推進戦略を策定したところでございます。この推進戦略によりまして、今後、八女市として具体的なデジタル化の取組について進めていきたいと考えておるところでございます。

**○5番（橋本正敏君）**

資料を頂いております。行政手続のオンライン化の対象業務一覧ということで資料を頂きました。児童手当受給の申請など子育てに関するものが15手続、要介護・要支援認定申請など介護に関するものが11の手続、防災に関する罹災証明書の発行が1つ、計27の手続が対象業務となっていると受け取っております。

では、この対象業務のオンライン化はいつを目指して、いつから実施される予定であるのか、お聞きいたします。

**○DX推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

資料のほうに行政手続のオンライン化の対象業務一覧ということでお示しをしております。これはDX推進戦略の中で、行政手続のオンライン化、これは市役所に行かなくても、マイナンバーカードを利用しまして、スマートフォンからの申請手続ができるものでございます。資料にありますように、子育て、介護、災害に関する手続が令和5年度から運用を開始できるように現在準備を進めておるところでございます。

以上です。

#### ○5番（橋本正敏君）

ここに挙がっている27の手続、これは市町村における対象業務でございますけれども、そのほかに県の対象業務があります。自動車保有関係で自動車税の住所変更届などの申請手続ですが、これが4手続あるようです。合計31の手続が今計画されているようでございますが、今、課長答弁でありましたように、全ての手続がマイナンバーカードを使わなければ、たとえオンライン化されても申請ができないということになっておるようでございます。

それは2番で聞きますけれども、例えば、申請手続が市町村で27ございますけれども、ただ申請の手続だけではなくて、このほかに具体的に私たちの利便性を高めるようなことがありますでしょうか、お聞きします。

#### ○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

資料に記載しております手続、また、議員からありました県の自動車に関する手続でございますが、これについては、国が作成しております自治体DX推進計画の中に盛り込まれておるものでございまして、先ほど申し上げましたように、令和5年度から運用ができるように努力義務が課せられておるものでございます。

そのほかの行政手続についてでございますが、やはりマイナンバーカードの利活用を今後どう図っていくのかということが一番重要ではなからうかと思えます。それで、今回、本市が策定しておりますDX推進戦略の中にもマイナンバーカードの利活用について取り組んでいくとしておりますので、その中で独自の、また、効果のある活用の方法についてしっかり検討していきたいと考えております。

#### ○5番（橋本正敏君）

各課の情報が共有されることになれば、例えば、私の親が亡くなったときとかに市役所に来て、いろんな手続をしなくてはいけません。年金とか、保険とか、死亡届、それから、固定資産税、いろんな手続がたくさんありますけれども、全ての情報が共有されることになれば、これらの業務とか申請が1か所でできるようになるんじゃないかと、ちょっと素人考えですけども、そんなことが実現するんじゃないかと思っております。亡くなったとき市役

所に行くのと、こっちの課に行くと、あっちの課に行くと、さらにまた戻ってきてこれをということをよく言われると聞きます。ですから、ワンストップになれば、業務の効率化、利便性が向上ということになります。そのようなことが、私は頭でただ考えただけではけれども、具体的にただ申請のオンライン化だけじゃなくて、そういうワンストップの業務が実現するかどうか、お聞きいたします。

**○DX推進室長（秋山 勲君）**

お答えします。

行政手続について電子申請が今後進んでいくこととなりますが、全ての手続をそこで済ませるとことはなかなか困難ではなかろうかと現時点では考えておるところでございます。

また、議員からありましたワンストップ化ですけれども、こちらについては、現在、新庁舎の建設が進んでおりまして、新しい庁舎を見据えて、現在、総合窓口システムの導入の準備を進めておるところでございます。このシステムを導入いたしますと、例えば、転入、転出等で市役所に来られた場合には、総合窓口の担当のところ一度受付をしていただければ、その方の必要な手続が自動的に抽出されて、その情報を各窓口、ほかの税であるとか介護であるとか、そういったところに共有することができまして、そのことによってスムーズな手続ができるということで、待ち時間の解消であるとか業務の効率化につなげていくために現在準備を進めておるところでございます。

**○5番（橋本正敏君）**

ぜひワンストップ化を実現させていただきたいと思っております。

先ほども言いましたけれども、オンラインの申請にはマイナンバーカードが必須ということになっております。資料をまた頂いております。マイナンバーカードの交付率ということで、過去5年間の交付率を頂いております。

5年前、交付率が6.2%、その2年後が10.9%、それから、令和2年4月からマイナンバー推進係というのが設置されまして、この1年後には24.3%、倍以上に伸び、本年3月では43%ということで伸びております。ですけれども、誰一人取り残されないデジタル社会を目指すというのであれば、この交付率のアップは申請におきましても必ず必然となってくるものと思っております。今後の交付率の向上に向けた取組をお聞きいたします。

**○市民課長（溝上啓之君）**

マイナンバーカードの交付率の向上ということでお尋ねかと思っております。

先ほど議員のほうから御紹介いただきましたとおり、カードの交付率につきましては、現在、八女市が43%、全県で43.8%、全国では43.3%という状況で、ほぼ全国並みという状況になっております。

令和2年4月にマイナンバー推進係ということで設置して推進に力を入れているところで



ございますけど、これまでカードの普及につきましては、出張申請として、商業施設や確定申告会場、地域の公民館等へ職員が出向いてマイナンバーカードの申請を受け付ける、こういうことを地域の皆様の御協力、御理解をいただきながら進めております。この出張申請につきましては、かなり効果があっていると捉えております。

今後も地域のイベント会場等も含めて、申請受付を行政区や企業等からの要請を踏まえながら、引き続きマイナンバーカードの普及に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○5番（橋本正敏君）

マイナンバーカードが必須ということであるのならば、この交付率を向上させない限り、これは絵空事になってしまいますので、利用者に負担をかけさせないような簡素な取得の方法と利用の仕方を皆様に提示して、こうすれば簡単にできますよという誘導の仕方をさらに考えていただきたいと思います。

番号、数字をとにかく覚えないかん、パスワードを覚えないかんとか、よく言われます。この辺をよく言われます。これは重要やけん覚えとってくださいね、書いとってくださいねとよく言われるけれども、やはりすぐ必要なときにはそれを書いて出されるけれども、これが何年後に必要ということになると、やっぱり大事なところにしまわないかんと思って、結構奥にしまわれます。それをいざ使うときになると、どこにやったか分からんということをよく聞きますので、どういうときにはどの番号、IDとかパスワードとかいっても、なかなか理解できません。この番号という言い方をせんと、この番号はどんなときに必要になりますとか、こういうときに要りますから大切に持つとってください、覚えとってくださいと。これが1番覚えやん、これが2番覚えやんという具体的な説明の仕方をされて、簡単に覚えていただき利用できますような利用の仕方を考えていただきたいと思います。これは要望でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、乗合タクシーのスマートフォン予約、バスの位置情報の配信についてでございます。

今年3月に策定されました八女市デジタルトランスフォーメーション推進戦略の中に地域のデジタル化の推進がございます。「人口減少社会においても、仕事、買い物、教育、医療、介護など、様々な分野においてデジタル技術を活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指します」とあります。

そこで、今この八女市で地域に密着、運用されている乗合タクシーについてお聞きをいたします。

現在、電話での予約受付がされておりますが、デジタル化ということを挙げてあるならば、スマートフォン等のデジタル端末から時間、場所等の予約ができればよいと思いますけれど

も、このような方向に進んでいくのでしょうか、お聞きいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

デジタル化の波は間違いなく来ております。便利に使っていらっしゃる方は便利に使っていらっしゃるという状況がございますので、今後、デジタル化というのは進めていかなくちゃいけないと思っています。ただ、現在御利用されている方について、これを一緒にデジタル化にしました、じゃ、今度からスマートフォンでしか予約できませんというやり方はできませんので、その辺を順次計画を立てながら、また、社会情勢を把握しながら進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

**○5番（橋本正敏君）**

よろしくお聞きいたします。

それから、乗合タクシーの位置情報、予約はしたけれども、タクシーが今どの辺におるか、どの辺に来たときに利用者が家の前に出ていけばいいのか、時間を有効活用するために、また、乗合タクシーが到着されたときに外でクラクションをプップッと鳴らされます。それが前もって分かれば、そういうクラクションを鳴らす必要もございません。この位置情報の提供ですけれども、こういう考えはございますでしょうか、お聞きいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

乗合タクシーの位置情報の件につきましては、同じように今後進めていかなくちゃいけないと思っています。ただ、現状16台の車が市内一円をエリアごとに運行させていただいている状況でございます。また、もともと始めましたときに1時間当たりの運行を1単位としてやっておりますので、その辺で時間に余裕を持つてということをお願いしております。ですから、そういった部分を今後どう考慮していくのか。また、実際デジタル化の中でスマートフォンを利用するのか、または近頃ではデジタル放送なんかもされていると聞いておりますので、そういった部分で、例えば、家のテレビの画面にそういう情報提供ができるような時代も来るんじゃないかと考えておりますので、そういう各種情報を持ちながら進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

**○5番（橋本正敏君）**

より便利になるようにお聞きいたします。

さらに、クレジットカードでの決済とか、ペイペイとかスマートフォンでの決済、その辺のデジタル化は考えてあるのでしょうか、お聞きします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

電子決済の問題だと思っております。今現在運行しています民間のタクシーでは既に一部導入がされておりますし、路線バスはまだ導入はされておられませんけど、今後、コロナの関係もございますので、非接触型の決済サービスなり、そういった部分は必要かなと認識しております。

ただ、これをすぐ導入できるかという点、そこにはやっぱり費用対効果の面もございますので、その辺は見極めさせていただきながら検討させていただければと考えております。

#### ○5番（橋本正敏君）

今後、今でもですけど、高齢化に伴う自動車運転免許証の返納者がかなり増加しておるところです。ますますこの乗合タクシーの利用者が増えると予想されております。より分かりやすく、利用者にストレスのかからないような、そんな利用ができるようによろしくお願いいたします。

続きまして、リユース品サイトの立ち上げについてでございます。

今、SDGs、持続可能な開発目標が盛んに言われております。デジタル化に伴う二酸化炭素を排出しない社会、脱炭素化も重要課題となっております。資源を大切に使うという観点からも、3R、リサイクル、リユース、リデュース、こういうものが注目されております。

現在、八女市では空き家バンクを運営してございます。昨日、ホームページを拝見させていただきましたところ、25件の登録物件が掲載されておりました。まだまだ使えるものを誰かが引き継いで利用するというリユースは大切なことだろうと思います。

そこで、さらにリユース品というものに幅を広げてはいかがでしょうか。まだ利用可能な品物を公的なデジタルサイトで扱うということで、利用者が安心して利用できるのではないのでしょうか。出品者は原則無償提供という形で行えば、品物の品質並びに双方の個人情報も市で管理していただく。絵空事であるかもしれませんが、実際には難しいかもしれませんが、このような検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

今御提案いただきましたリユースでございますけれども、こちらは使用済製品とかその部品、そういったものを繰り返し使用するというところでございます。現在、取り巻く状況として、このリユースは民間のほうで非常に活発に取組が進められておまして、店舗型ですとか、あとは屋外のフリーマーケットとかアプリ、あとは家電量販店とか、こういったところも今積極的に取組を始めているところもございます。また、地域イベントのコミュニティの中で取り扱われていたりとか、そういった状況が見られます。

議員おっしゃいますように、今後ますますこのリユースという分野を推進するために、今のほうでもデジタル技術を活用して、流通経路を可視化しながら、安心かつ効率的、効果

的な流通経路の確立とか、そういったところの研究も進めておりますので、市としましても、そういった動向をしっかりと見ながら、また、民間の動きというものも見ながら、公民連携の形も研究していきたいと、そのように考えております。

**○5番（橋本正敏君）**

民間でも確かにございます。ところが、これは具体的ですけど、私もリサイクルのお店に子どもの机を持っていったんですよ。そしたら、10年以上前の品物は規格が今のと違うので、預かれませんと。ただで置いてくれと頼んだんですけども、いや、ただでは廃棄物になるので、取れませんと。これじゃ、私が喜んでいいのか悲しんでいいのか、きれいな机でした。客観的に見てもきれいな机で、これを焼却場に持って行って壊すのはとても忍びなくて、誰か使っていただきたいという思いで持っていったんですけども、そんなふうに言われたので、出すほうはただでもいいんですよ、大切に使っていただければ。ここがなかなか民間では取り扱っていただけないということでしたので、公的に、しかも、そのほかにも子どもがどんどん大きくなっていきますけれども、赤ちゃんとか、どんどん乳児が大きくなっていきますが、その使用期間というのが、数か月単位でどんどん大きくなっていきますので、まだまだ使えるような服とか、玩具とか、いろんな道具とか、こういうものを扱っていただいて、取りに行きますと、取りに来ていただけるならばただで提供しますとか、そんなサイトを立ち上げていただければ、SDGsにかなうデジタルのサイトができるんじゃないかと思っておりますので、いかがでしょうか、考えてもらえないでしょうか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

今、具体的な事例を交えて御提案いただきました。市内にもいろんなショップもございすし、サイトを御利用されている方もいらっしゃるかと思います。それぞれの会社がどういった取引ルールを持っているかというところまでは存じ上げませんが、サイトとかもいろいろあって、幅広くいろんな物品を取り扱うようなものもあれば、例えば、学生さんが学生生活を終わって、そのときに使っていた家具が不要になってしまうと、そういったものに限って限定的にやっているような、そういったサイトもございます。

今、民間のほうでもいろんな工夫をして、民間からすれば顧客獲得という部分もあると思うんですけども、じゃ、そこで補えない部分をどうしていくかということも、いろんな自治体が民間と連携して、どういった相乗効果を上げていけるかという取組をしているところもございすので、そういった先進事例も研究して、今御提案いただきましたような内容も今後うちのほうも調査してみたいと思います。

以上です。

**○5番（橋本正敏君）**

ありがとうございます。ぜひ研究をしていただいて、うまくいくようであれば、ぜひこれを運営していただきたいと思います。

最後に、デジタル媒体活用の講習会、支援員の確保についてでございます。

今まで4つの項目につきましては自治体DXについてでしたが、最後に、市民側、地域社会のデジタル化についてお聞きいたします。

どんなに八女市側、執行部側のデジタル化が進んでも、それに市民の方々がついていけないならば、この利用価値はございません。事実、先ほどもありましたけれども、マイナンバーカードの交付が進まない大きな理由の一つに、高齢者のスマートフォン等使用の不慣れが挙げられます。今後、このような市民の方たちのデジタル化についてどのように進めていけるものか、具体的にお聞きいたします。

#### ○DX推進室長（秋山 勲君）

お答えします。

デジタル媒体活用の講習会、それから、支援員についてということでございます。

まず、講習会についてでございますが、地域情報のデジタル化を進めるに当たりましては、高齢者を含めたデジタル格差の解消が大きな課題であると考えております。デジタル情報を利用するときに必要なとなりますのが、先ほどから何度もお話に出ておりますが、スマートフォンとなってきますので、その使い方をまずは覚えていただくということが必要ですので、そういった講習会を今年度は市内の各公立公民館で予定をしております。既に80名以上の方から受講の申込みをいただいているところでございます。

それから、支援員の確保についてでございますが、DX推進戦略の中でデジタル活用支援員を確保すると掲げております。こちらについては、令和2年度から総務省が事業をしているものでございまして、高齢者などのデジタル活用に不安がある方に、スマートフォンの基本的な使い方の講習、それに加えて、マイナンバーカードの申請の方法であるとか、スマホから行政手続の操作の仕方、どのようにやるのかといったところについても丁寧に対応をしていくものでございます。

また、重要になりますのが支援員の確保ということになりますけれども、こちらについては、総務省の手順書によりますと、携帯電話会社からの講師派遣、あるいは民間事業者やNPOへの委託、地域のボランティア、学生などからの募集といった方法が想定をされておるところでございますので、そういったものを活用して、地域のデジタル化の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○5番（橋本正敏君）

携帯電話会社等との連携、それから、地域のリーダーに指導をしていただく。指導のやり

方をピラミッド型にさせていただいて、今言われた携帯電話会社との支援員の確保とありまして、一番最初にそういう詳しい支援員さんが地域の方たちの代表者、リーダーにまず教えていただいて、そのリーダーの方たちが地域に持って帰って、公民館等々でまた詳しく教えてもらう、それから、いろんな会合のときに、こんなやり方もありますよとか教えてもらう。2つあると思うんです。スマートフォン自体の使い方をまず教えてもらう。それから、こういうデジタル化に伴う市としてのデジタル化についてこういうものがありますという、その部分を教える、2つあると思いますので、それがスムーズにいきますように、なるべく早くピラミッド型の育成、デジタル活用支援員の活用をさせていただいて、体制をつくっていただき、地域社会のデジタル化で快適、便利なまちづくりを進めていってほしいと思います。

あわせて、最後ですけれども、これら全てにはセキュリティーが大切です。外部からの侵入があって、個人情報が出たり、また、そういうデジタル媒体が乗っ取られたりするようなこともよく聞きますので、こういうセキュリティーにはよくよく強固なものをつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

1番はこれで終わらせていただきます。

続きまして、原油・原材料価格高騰に伴う各種資材の大幅値上げに対する施策はあるかということで、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延と、今年2月24日、ロシアのウクライナ侵攻が始まりましたが、それに伴う原油・原材料等の価格高騰に伴い、いろんな分野で影響が出てきました。今後、さらにこれは大きくなっていくのではないかと危惧されております。

そんな中で、経営基盤の脆弱な中小企業、農業に対する施策についてお聞きします。

まず、中小企業に対する支援についてお聞きしますが、現時点で市独自の支援策があるのか、お聞きいたします。

**○議長（角田恵一君）**

橋本議員にお願いいたします。この質問につきましては、補正予算（第3号）との関連もごございますので、事前審査にならないところで質問をお願いしたいと思います。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

現在のところ実施しておりますのは、市長答弁にもありましたとおり、中小企業者の方向けのコロナ対策も含めたところなんですけど、「新しい生活様式」に向かった、そういった係る費用に対する助成金及び、今回、今日までですかね、商工会議所のプレミアム付商品券の募集が終わりますけど、そういったプレミアム付商品券の発行に対します助成を行いました、中小企業の皆さんに対する販売促進及び消費者の方に対します消費意欲の高揚といった部分をさせていただいているところでございます。

### ○5番（橋本正敏君）

先ほど議長から言われましたけれども、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、本議会に予算が盛り込まれておりますので、それは外して、それ以外のことでお聞きしますけれども、がんばるバイ八女応援金が一昨年のコロナ対策第1弾で始まりました。第2弾、第5弾でもありましたし、第3弾では事業所への家賃支援金がありました。ですから、このような目新しい——そのときは目新しかったんですけども、さらに今後新たにつくるような、そういうものができたのかなということで今回お聞きするわけです。

県の6月補正予算に、中小企業の生産性向上を目的として経営革新計画に取り組むための支援や新製品開発に取り組むための支援などが計上されておるようです。市としても、このようにコロナ禍を抜け出した後、スタートダッシュするために何か支援策がございましたら、抜け出した後に一気に伸びていくことができると思うんですけども、そのような目新しいものがあるかどうかをお聞きしたわけですけども、いかがでしょうか。

### ○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

今、議員が言われました県の6月補正に対しますいろんな施策については存じております。それを申請する際に、实际的に言いますと、先ほど言われましたように、事業者の方が計画をつくったり、いろいろしなくてはいけないようになっていきます。そういった部分の支援を、例えば、商工会議所、商工会と連携をしながら、また、窓口で御相談に来られた方についてはどういう状況なのか、それが対象になるのかという部分とかの御相談には応じさせていただいているような状況でございます。

言われるとおり、コロナを脱却した後のスタートダッシュ、大変重要な課題と考えております。具体的にこの事業をという部分にはまだ至っておりませんが、状況を把握しながら対応させていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### ○5番（橋本正敏君）

何度も言いますが、コロナを抜け出した後の起爆剤に、ぜひ何か御検討をよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、農業に対する支援についてということでお聞きいたします。

農水省が発表した今年4月の農業物価指数を見ますと、2015年を100とした指数で、生産資材は113に上がっております。飼料が125.4、肥料が109.8、施設園芸のA重油については136.8となっております。資材価格の高騰は終息が見通せない状況となっております。食料品価格の値上げも相次いでいるのも現状です。輸入の農畜産物、加工食品には仕入れコストの上昇分を価格に上乗せすることができます。ところが、私たち国産の農畜産物の価格にはこの生産資材の高騰分がほとんど転嫁されていません。農業者は厳しい経営を強いられ

ております。農畜産物の価格決定に農業者が関わることがなく、需給のバランスでこの価格が決まっているからです。こういった現状では、どうしても一番最後に農業者にしわ寄せが来てしまいます。

現在、市として検討されている支援策がもしあったらお願いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在、市のほうでは、今回、6月補正に出しております農産物等消費促進事業、こちらのほうをまず第1弾として計画しております。その後、議員がおっしゃるとおり、農業関係におきましては、燃油高騰、肥料の高騰、資材の高騰というトリプルの高騰が差し迫った課題となっております。特に、肥料の高騰につきましては、実際、農業新聞等とかを見ますと、数字が結構ばらばらで、150%とか200%とか、総合的に見ると複合肥料、こちらのほうが大体150%で、春肥に対して秋肥が大体150%ぐらいということで、こちらについては、現在、支援策としていち早く福岡県のほうが6月補正で打ち出しておるところでございます。その後、6月2日だったと思います。国のほうも、それまでは輸入業者に対して支援をしておりましたが、具体的に使用する農家さん向けに補助を出すなり、燃油と一緒に補填金を交付するなり、そういったものを打ち出しますよという発表がっております。

それを受けまして、市としては、国、県の事業内容をきちんと理解した上で、不足がないのか、十分足りているのか、そういったものを研究し、調査して、今後方針を決定していきたいと思っております。

以上でございます。

**○5番（橋本正敏君）**

今、課長の答弁にございましたけれども、県でも6月議会の補正予算に肥料の購入費を支援する策が上げてあります。値上がり分の2分の1を補助するということですが、こういう具体的に上がっておりますが、市としてもこの2分の1に上乘せして、さらに支援してもいいんじゃないかと思いますが、この辺については具体的な検討は始まっているんでしょうか、お聞きいたします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在、県のほうも中身については、実は筑後農林事務所のほうにも問合せを入れております。中身については、先ほど議員がおっしゃった中身ですね、今年度と昨年度の肥料にかかる経費の差額に対して2分の1補助をやりますということだけが決まっているだけで、例えば、対象者であったり、そういった中身が決まっていませんという回答でしたので、すぐさま内部のほうで協議いたしました。実際やり方としては2つあるだろうということで、現在、



議員がおっしゃるとおり、県が2分の1、残り2分の1を市が持つとか、そういうかさ上げで対応するのか、いやいや、対象者を広くすべきだろうということで内部でも意見が分かれて、まずは大事なのは国のやつが全く事業内容が見えておりませんので、国と県のほうを鑑みて、それに不足する分をとということで具体的には最終的に検討に入りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○5番（橋本正敏君）**

そしたら次に、先ほど議長からもありましたけれども、交通事業者燃油高騰対策支援というのが上がっておりますが、これはちょっと置いておきますけれども、このほかに、そしたら、先ほども申しましたとおり、A重油がかなり高騰しております。こういう高騰した部分については農業者に直接対応できるような、そういう支援は考えられますでしょうか、いかがでしょうか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

A重油につきましては、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業というものがございます。こちらの事業につきましては、燃油価格が一定基準を上回った場合に、国と生産者が1対1で積立てを行いまして、その基準単価を上回った差額について補填を行うという事業になっております。国と生産者が1対1で積み立てる有利な事業になっておりますので、まず、こちらのほうを十分に活用していきたいと考えております。

また、今年の発動単価については86円。86円を実際今超えておりますので、確実にこの事業は国が2分の1を補填してくれるものだとは私は思っているもので、今後、部会なり生産者なりには推進をかけていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○5番（橋本正敏君）**

国と農業者自身がお金を出し合って積み立てた分に、またそれから戻ってくるということですが、市としてもさらに御検討をよろしくお願いいたします。

また、生産性向上のための施設、農機等、いろんな補助を頂いて購入したり、建て直したりしている補助金がありますけれども、これも資材が高騰しているために、補助金ももちろん多くなるかもしれませんが、生産者が出す手出しの部分もかなり高騰しているわけでございます。確かに補助金でありますけれども、値上がりした分について、これも今補助金がございますけれども、これにさらにプラスして、あまりにも高騰しておりますので、普通のちょっと上がったぐらいなら理解できますけれども、3月に上がって、また6月にも上がるとか、秋にも上がるとか、そういう懸念がされております。ですから、あまりにも急に

上がっていく資材について、ただ、特定の部分だけじゃなくて、こういう補助金を出している部分についても、さらにかさ上げするような対策がないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、現在、補助事業を活用して、物価上昇のほうスピード的に大変早うございます。3か月先には資材のほうが高騰していくということで、国の事業、県の事業を活用する中で通達が来ております。計画をして、計画承認をもらいまして補助金の額が決定したら、今までは、例えば、ハウスを建てる時期はいつだから、その前に入札を行いましようという形で対応していたんですけど、そういう補助金の中身が決まりましたら直ちに入札を行いまして、契約関係の物資の確保に入ることと。物価上昇を待たずして、すぐさま契約しなさいという通達が来ておりますので、こちらに基づいて、現在、入札のほうを進めているところでございます。

以上となります。

**○5番（橋本正敏君）**

最後に市長に、今まで質問しましたように、ロシアのウクライナ侵攻の長期化が今懸念されております。円安水準も進んでおります。生産資材の高騰による農業経営圧迫が農業者の生産意欲の低下を招きかねない状況に陥っております。また、食料供給低下にもこれがつながっていくんじゃないかと懸念されております。ぜひ弱い立場にある中小企業、農業者に対する支援策の検討を進めていってほしいと思っております。市長、お答えをよろしくお願ひします。

**○市長（三田村統之君）**

大変重要な課題について御質問をいただいております。まさに今、農業問題をはじめ、様々な課題が、特にロシア、ウクライナ紛争に端を発して発生をいたしております、御承知のとおり、ウクライナが小麦の輸出ができないということで、アフリカ、あるいはまた中東諸国に多大な食料難の状況を起こしているという状況でございます、これはこれらの地域だけではなくて、私どもこの日本にとっても十分将来ともに考えていかなければならない重要な課題であると思っております。

この農業支援に対する議員御質問の中で、国、県の制度は早急に対応していただかなければならないと。それによって一日も早く私ども地方自治体が生産農家の皆さん方にその制度が活用できるように体制を整えていかなきゃならないと思っておるところでございます。ただ、国の制度等につきましては、いわゆる全国的なものを基準にしておりますので、地域によって、全ての農業地帯、日本全国の農業地帯に該当するのか、しないのかというのは様々

であろうと思っております。したがって、私ども基礎自治体の役割というのは、この国の制度に合致しない部分が恐らく出てくるのではないかと考えておきまして、御承知のとおり、八女市は様々な農産物が生産をされております。しかし、それ全てにこの制度そのものが該当するとは限らないかもしれない。私どもはしっかり生産農家、農業団体の意見を聞きながら、そういう国、県の支援策が当たらない負の部分の補完をしていく、それをやっていくことが地方自治体の私どもの役割ではないかなと考えております。

これからますます肥料、農薬をはじめ、生産資材を含めて、大変厳しい状況が続いてくるだろうと考えておきまして、それに対して、NATOも含めて、いろんな協力関係を保ちながらやっていくことは間違いないと思っておりますけれども、やはり我が国がもし将来、ロシア、ウクライナと同じような状態になった場合に大変な事態が起こると、そのことも念頭に置きながら、日本の隣国はロシア、北朝鮮、中国ですから、当然考えておかなきゃならない。食料問題はもちろんでございますけれども、こういう中での食料の安定的な確保、農業の安定的な生産活動を確保していくことは極めて重要なことですので、先ほど課長が答弁いたしましたように、国、県の制度を早急に判断しながら、そして、八女市としてやらなければならない部分についてはしっかり取り組んでいく、このことを私どもは取り組んでいかなきゃならないと思っておりますので、またいろいろ議員各位の御意見も拝聴しながら、そして、生産団体の皆さん方の意見もお伺いしながら、共に連携して協力し合って対応していきたいと考えております。

**○5番（橋本正敏君）**

農業は八女市にとって基幹産業でございます。基幹産業が衰退しないように、市長、ぜひ支援策をよろしくお願いします。

これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

2番高山正信議員の質問を許します。

**○2番（高山正信君）**

皆さんこんにちは。2番高山正信でございます。傍聴にお越しの皆様には、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

通告書に従いまして、大きく2点質問いたします。まず、1点目が老朽化した公共施設のあり方について、2点目が八女市の農業についてでございます。

1点目の公共施設関係の質問は過去に3回していますが、進展ある回答をよろしく願いいたします。また、2点目では燃料高騰、資材高騰に対しての市の考え方を伺うとともに、今年の冬場に向けてしっかりと取組をしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、老朽化した公共施設のあり方についてでございます。

公共施設の現状と今後のあり方についてのお尋ねでございます。

公共施設の現状といたしましては、令和3年度末時点で394の施設を有しており、全体の約6割が建築後30年以上を経過している状況でございます。

今後の在り方につきましては、令和3年度に改定した本市の公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとに地域の特性や環境等を踏まえ、協議、検討することといたしております。

次に、社会体育施設の現状について及び(3)の八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後のあり方についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に2の八女市の農業について答弁をいたします。

八女市の農業についてでございます。

農業経営における燃油高騰による影響についての御質問でございます。

農業経営における燃油費は作物生産の過程で必要不可欠なものであり、特に、施設園芸作物では経営費に占める燃油費の割合が高く、燃油価格の高騰が農業経営に大きな影響を与えているものと認識しております。

現在、JAふくおか八女が窓口となり、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業の活用により、燃油価格が一定基準を上回った場合に補填金が交付されています。

次に、農業経営における資材高騰による影響についてでございます。

農業経営における資材は、肥料、農薬、生産資材など多岐にわたり、資材費の高騰が農業経営に大きく影響していると認識しています。特に、肥料は原料の多くを輸入に頼っており、国際情勢の影響による高騰が続いています。現在、国、県では肥料高騰に伴う緊急的な対策事業による支援が検討されているところです。

今後も燃油及び資材の高騰が続くと予想されますので、農家への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、各作物が生産低下に陥ることのないよう対応してまいります。

以上、御答弁を申し上げます。

**○教育長（橋本吉史君）**

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

1、老朽化した公共施設のあり方について、(2)社会体育施設の現状についてのお尋ねです。

社会体育施設の現状につきましては、現在、屋内施設14施設、屋外施設22施設、合計36の施設を管理運営いたしております。

次に、八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後のあり方についてのお尋ねです。

八女市総合体育館及び八女市立花体育館は老朽化が課題となっております。

今後の在り方につきましては、他の体育館も含め、全体的に施設の最適化に向けて検討をまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

**○2番（高山正信君）**

まず、老朽化した公共施設のあり方について、現状と今後の在り方についてお伺いしますが、今年3月に公共施設等総合管理計画が改定されたわけですが、市長答弁にもありましたように、公共施設全体の約6割が建築後30年以上を経過しているという現状であります。それに加えて、人口規模が5万人から10万人の都市規模の市民1人当たりの保有面積が3.03平方メートルに対して、八女市では市民1人当たりの保有面積が6.46平方メートルと倍以上の多くの施設を保有している状況であります。30年以上経過した施設が多く、1人当たり倍以上を保有しているということは、20年後、30年後には財政的にも他自治体に比較して非常に厳しくなることが予想されて、今、小さいお子さんがおられる家族の方にとっては、このまま八女に住み続けていいのかと思われるんじゃないかと心配しているところでございます。

それで、昨年、令和3年9月定例会で全ての公共施設に要する年間の維持管理費を伺ったところ、令和元年以降は年間1,780,000千円程度で推移しているとのことでした。そのときも言ったのですが、やっぱりこの金額をどう減らしていくか、床面積ありきの減少ではいけないんじゃないかと思っています。

そこで、お伺いしたいんですけど、以前、全員協議会において説明された市の公共施設等総合管理計画を見ますと、今後25年間で床面積40%削減という目標が設定されておりますが、床面積ありきではなく、投資的な経費を40%削減するための目標という理解でよろしいでしょうか。

**○財政課長（田中和己君）**

お答えを申し上げます。

先ほど議員からもおっしゃったとおり、昨年度、平成29年3月に策定をしておりました本

市の公共施設等総合管理計画、こちらを改定いたしております。その中で、25年間の計画期間におきまして、全ての公共施設に係る必要な経費を算出しまして、その費用の40%を削減するということを数値目標としております。

この総合管理計画に基づいて、施設を長寿命化するという事で、現在の耐用年数を10年から20年延伸することとした場合でも、この計画期間の25年間で必要な経費が約40%、470億円の不足という試算となっております。そのため、今後必要となる公共施設の維持管理費や更新費用などが本市の財政運営にとっても大きな負担とならないように、費用面においても40%を削減するという目標設定としております。

以上です。

## ○2番（高山正信君）

床面積と費用面の両方を40%削減というのは、八女市の面積規模や現在の保有量なども考へるとなかなか厳しいんじゃないかと思うんですが、八女市と同規模の日田市においては、平成28年度から令和37年度の40年間、今からでいきますと約33年間で延べ床面積を30%削減するという目標を立てられています。八女市は25年間で40%削減となると、相当なスピードで進めないと目標達成が厳しいんじゃないかと思います。

そこで、お伺いしたいんですけど、八女市の将来人口推計では人口減少が進むと推測されていますが、そのような状況の中において、25年間で床面積及び費用面で40%削減するには、先ほども言いましたように、今のままでは非常に厳しいと思うのですが、どのようにして進めていかれるのかをお伺いいたします。

## ○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、本市の人口推計によりますと、現在の総人口が40年後には約45%になる見通しとなっております。議員おっしゃるとおり、25年間で40%の削減というのはかなり厳しい数値目標であると思っております。しかしながら、現状のままでは将来世代の負担は避けられない状況になると予想されておりますので、財政課としましては、直ちに全庁的に職員の体制をまず確立しまして、その中で施設の利用の状況、劣化状況、費用対効果などを探りながら、また、市長の御答弁にもありましたとおり、それぞれの地域ごとの人口推移や地域の特性などを総合的に分析しまして、地域の住民ニーズに即した適正な施設の配置に努めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

## ○2番（高山正信君）

公共施設等の在り方については、人口減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増大が予想されており、自治体の財政運営にとって大きな負担になると思っております。だからといって、

人口の少ない地域の施設を減らす、人口の多い地域は施設を残すではなく、地域の実情を的確に把握していただいた上で、公共施設の適正な配置に取り組んでいただきたいと思います。

また、市町村合併を行った他の自治体や人口規模が同じような環境の自治体が近隣にもありますので、そのような自治体の取組などの情報収集や意見交換を積極的に行っていただきますようお願いしておきます。

次に、今現在、統廃合に向けた具体的な話し合いは行われているのか、お伺いいたします。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答えします。

まず、これまでの施設の統廃合等の実績についてですが、矢部基幹集落センター及び矢部担い手センターを廃止させていただいております。そこで、矢部小学校の旧校舎を図書館の分館とか担い手センターの事務所等に今利活用していただいているような状況がございます。これも一つの集約化ということになるかと思えます。

また、今後につきましては、公共施設の適正な配置を進めるに当たって、また地域ごとに複合化できるような施設もあるかと思えますので、そういった際には十分住民の方の意見を聞きながら、集約化に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○2番（高山正信君）

今、課長が言われたように、空き施設の利活用というのは非常に重要なことではないかと思えます。老朽化によって解体を待つだけの施設になるのか、それとも、利活用することによって、就職の場であったり、八女市に税収が発生するのであれば、それが一番いいと思えますので、よろしくお願ひしたいんですが、例えば、今廃校などで用途が廃止されて空き施設となった公共施設に企業誘致などが進んでいる事例があるのか、また、誘致が見込まれるところがあるのかをお伺いします。

#### ○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

廃校などの空き施設の利活用が進んでいるかということのお問合せかと思えますが、空き施設の利活用につきましては、閉校した学校施設を文科省のホームページ等に掲載したりして、利活用の周知に努めております。また、実績としましては、黒木町の木屋小学校、こちらについては、空き教室を活用した農作物の水耕栽培等を行われている企業等を誘致しております。また、立花町の上辺春小学校、こちらにつきましても、空き教室を利用した辺春診療所とか、あとドローンスクールとか、そういった企業を誘致した実績がございます。

また、今後も誘致に向け、現在、協議中の事案もありますが、ここでは控えさせていただきます。

きたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

## ○2番（高山正信君）

今、協議中の事案もあるということですが、ぜひともそういったところが誘致につながりますように御尽力のほうをお願いしたいと思います。

やはりこれからは統廃合と同時に、いかに空き施設に誘致できるかも40%削減のためには重要なことだとみんな分かっているのですが、なかなか誘致が難しいと認識しています。しかし、誘致が難しい、進まないと言うだけでは何も解決しないと思っております。

そこで、空き施設となった公共施設で活用ができていない施設の現状と課題についてどのように考えてあるのかをお伺いいたします。

## ○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

まず、空き施設の利活用が進まない理由としましては、まずは立地というか、あと規模ですね、あまりに大き過ぎてなかなか利活用が進まないということもございます。これまでも閉校の校舎をキャンプ場とかに活用をしたいというお問合せがありましたが、高速道路からの距離の問題とかがございまして、なかなか進んでいないような状況もございます。

空き施設につきましては、比較的新しい施設等もございますので、また今後なるべく周知を図りながら利活用を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

## ○2番（高山正信君）

今後の人口減少、少子高齢化は避けて通れない中で、施設の統廃合、小中一貫校への移行により用途廃止になる公共施設も増えてくると考えられる中で、その施設の利活用が課題になってくるものだと思っております。雇用の創出や地域の活性化にもつながりますので、利活用に向けた取組をいま一層お願いしたいと思います。

次に、社会体育施設の現状についてお伺いしたいんですが、この八女市においても、平成28年5月15日にスポーツ・健康づくり都市宣言を表明し、昨年8月25日に「「スポーツ・健康づくり都市宣言」第2ステージに向けて」ということで、議会として政策提言、要望書も提出されています。近年では健康づくりや体力向上への関心が高まっている中、生涯スポーツとして、これまでの競技スポーツに加え、軽スポーツと言われるレクリエーション的なスポーツへの関心も高まっており、スポーツに対する考えが多様化しています。そういった意味で、社会体育施設は市民が日常的にスポーツを楽しめる場として重要な役割を果たしていると思っております。

一方で、先ほど公共施設の在り方でも言いましたように、今後ますます進む施設の老朽化



や人口減少、厳しさの続く財政状況を踏まえて、屋内、屋外全体を考慮した体育施設の整備の在り方を八女市として示すことが重要ではないかと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、社会体育施設において1981年の旧耐震基準である約40年以上経過している施設がどれぐらいあるのかをお伺いします。

**○スポーツ振興課長（松尾裕二君）**

お答えいたします。

市内に社会体育施設は36施設ございます。1981年の耐震基準が改正される前に建設された施設につきましては7施設でございます。

**○2番（高山正信君）**

今言われた7施設のうち、私が知っている範囲では、黒木体育館が築57年、立花体育館が築53年、八女市総合体育館が築43年と非常に老朽化が進んでいます。立花町体育館と八女市総合体育館は避難所としても開設される施設でもありますが、地震などの際は大丈夫なのかと心配する声も聞かれております。これだけ老朽化が進むと、あっちもこっちも補修をしないといけないような、維持費が相当かかっているようなイメージがあるんですが、社会体育施設において年間の維持経費がどれぐらいかかっているのか。例えば、直近と5年前とか10年前と比較してどのようになっているのか、分かるのであれば教えてください。

**○スポーツ振興課長（松尾裕二君）**

お答えいたします。

5年前、平成29年度には39の体育施設がございました。その際の維持経費でございますが、約112,000千円ほどでございます。令和3年度は37施設となりまして、維持経費につきましては約106,000千円となっており、維持経費を対比いたしますと5.7%の減となっているものでございます。

**○2番（高山正信君）**

平成29年度が39施設で112,000千円、令和3年度が37施設で106,000千円、5.7%削減ということですが、1施設当たりになるとほとんど変更になっていないという感じで、やっぱり施設を統廃合することで維持費は減っていくものだとは思っています。

そこで、お伺いしますが、社会体育施設も老朽化しており、先ほど言われたように1億円以上の維持管理コストがかかっている状況において、今後の運営についてはどのように考えてあるのか、お伺いします。

**○スポーツ振興課長（松尾裕二君）**

お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたように、体育施設につきましては市民のスポーツ活動の場として重要な施設であると認識しております。施設は老朽化が進行しておりますが、日常の

定期点検及び保守により施設の機能維持を図りながら、併せまして施設管理コストの縮減に努めてまいりたいと考えております。

**○2番（高山正信君）**

今、課長が言われたように、体育施設は市民のスポーツの場として非常に重要な施設であると同時に、地域の防災施設として位置づけされている中で、安心して避難できる施設じゃないといけないと思っているんですが、八女市総合体育館、立花体育館においては、近年、様々な老朽化による不具合があると伺っているんですが、現状と課題についてどのように考えてあるのか、お伺いします。

**○スポーツ振興課長（松尾裕二君）**

お答えいたします。

八女市立花体育館におきましては、一部雨漏りがしております。八女市総合体育館も以前は雨漏りがありましたが、平成29年度に屋根の防水工事をいたしまして、現在は支障なく施設を利用いただいているところでございます。

**○2番（高山正信君）**

立花体育館では大雨の際に大きなバケツを何個も並べられて、雨漏りの対応をされてきました。雨漏りの対応にどれだけ時間がかかっているのか、体力的にも相当の負担があるんじゃないかと感じたわけでございますが、近年における両施設での改修の実績及び今後の改修予定はどのようになっているのかをお伺いします。

**○スポーツ振興課長（松尾裕二君）**

お答えいたします。

この3年間では、八女市総合体育館におきましては、トイレの洋式化工事、空調機の改修工事を行っております。また、八女市立花体育館につきましては、防水・漏水工事等の軽微な機能維持工事を行っているところでございます。

本年、令和4年度では総合体育館別館のトイレの洋式化工事を行いますとともに、立花体育館につきましては、先ほど答弁させていただきました雨漏りにつきまして屋根の改修工事を計画しているところでございます。

**○2番（高山正信君）**

今年度に立花体育館の雨漏りの修繕工事をしていただくということは非常にありがたいことなので、いち早く雨漏りが収まりますよう、工事のほうをよろしく願いいたします。

この件に関しまして最後に市長にお伺いしたいんですが、令和元年12月定例会でもこの社会体育施設の質問をさせていただきました。それから2年半が過ぎましたので、その間、いろいろな検討をされてきたと思います。その中で、八女市総合体育館と立花体育館の両施設は2キロ圏内にあるのですが、どちらも老朽化が進んでおります。今後、両施設は大なり小

なり改修工事が必要であると思うのですが、それぞれ機能を残していくのか、統廃合を進めていけるのか、考えをお聞かせください。

**○市長（三田村統之君）**

お答えをいたします。

基本的な計画については教育委員会のほうで策定をいたしておりますが、八女市もスポーツ・健康づくり都市宣言をやっておりますので、スポーツ施設については力を入れていかなきゃなりません。したがって、施設の重要性というのはやはり大きいものがあるかと思えます。

これから具体的にスポーツ施設の今後の在り方について、今、議員おっしゃったように、立花体育館をどうするのか、それから、八女市総合体育館をどうするのか、例えば、統合した場合に、じゃ、跡地をどうするのか、具体的な構想というのはまだ検討がなされておられません。したがって、私としましては、ただいま教育長に具体的な計画を立てて、そして、跡地をどう活用するのか、このことも含めて検討をするように、そして、検討委員会の組織をつくって、具体的な対応をこれから考えていこうという考え方を持っております。

特に、私が常日頃非常に残念に思っておりますのは、八女市総合体育館が実は現在の様々なスポーツの競技の規約に沿った施設ではないわけですね。だから、例えば、県民体育大会なんかありますよね。あるいはまた、いろんな大会があります。しかし、八女市総合体育館は規格外で、公式の大会はできないんです。これが一番のネックです。したがって、今、八女市の施設で県民体育大会なんかで使用できるのは弓道だけなんですよ。だから、毎年、弓道は来るんです、県大会でも。しかし、ほかの種目のスポーツは全くやれないという状況でございます。確かに老朽化をしまして、それを暫定的に改修はやっておりますけれども、もっとそれ以上に、基本の公式のスポーツができないということが極めて私は重要ではないかなと。そういう面では、できるだけ早い機会に具体的な結論を出していかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますので、少なくとも今年度内にはどういう方向で立花体育館、あるいは八女市総合体育館、あるいはその他のスポーツ施設、こういうものをどうしていくかということを具体的に検討していかなければならない、結論をもう出さなきゃいけないんじゃないかと思っております。

**○2番（高山正信君）**

今年度中には本当に方向性を出していただくということで、非常にありがたい言葉ですが、立花体育館及びグラウンド付近には、国道3号に沿って、西に立花支所、東に働く女性の家、図書館、立花総合保健福祉センターかがやき、八女市担い手研修センターと、400メートルあまりの間に公共施設が並んでいて、駐車場の確保の点、また、交通の便も非常に優れた場所にあります。スポーツ・健康づくり都市宣言の八女市として、場所も広く、スポーツ施設

の集約地としては一番いいんじゃないかと思いますので、早い方針化を要望して、次に行かせていただきます。

#### ○市長（三田村統之君）

今、議員がおっしゃったように、スポーツできる施設というのは体育館だけではございません。野球場もございます。八女市には陸上のトラックはございません。野球場なんかも考えてみますと、岡山に野球場がありますね。あそこは非常に高級住宅地なんです。将来ともあそこでいいのか、あるいは施設はあそこでいいのか、先ほど申し上げたように、あの施設で公式の大会ができるのかと、そういうことも考えなきゃならない。あるいは、例えば、総合体育館をどこかに移転したり合併したりした場合に、じゃ、八女市総合体育館のあの広い敷地、八女市民のためにどういうものにすればいいのか、この両面からやはり考えていかないと、ただ施設を造る、移転する、それだけでは私はできないと。やっぱり後をどうするのか、どう活用していくのか。野球場をどうするのか、トラックは造らなくていいのかと、いろんな考え方をやって、総合的な捉え方をしていかないとできないので、そういう面でちょっと時間がかかると思いますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

#### ○2番（高山正信君）

これは本当にお金、財政がかかることなので、もちろんその辺は慎重にしていきたいんですけど、早めの検討はお願いいたします。

それでは次に、2番の八女市の農業についてに移らせていただきます。

1番の農業経営における燃油高騰による影響についてお伺いしますが、やっぱり農業で燃油価格高騰といいますと、一番に施設園芸での冬場の暖房用燃料にA重油や灯油が用いられ、前回、3月定例会で実際どれくらいの負担増加があったのかを伺ったところ、10アール当たり燃料費の負担でイチゴ農家の方で130千円、ナスで400千円、菊で310千円が増加しているという回答でございました。例えば、メーカーとかは製品価格に転嫁することができますが、農家の方は資材や燃料にかかる費用が増えた分を農産物価格に転嫁することがほとんどできていない状況であります。ですから、経費が増加しても、販売価格と収量を現状のままとして試算すると、多くの方が経営危機になるおそれがあることを危惧しております。

そこでまず、お聞きしたいんですが、前回の一般質問において国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業についてお伺いしたのですが、その事業では高騰率が115%、130%、150%の3段階の積立内容があったと思います。今回、事業が強化されたとお伺いしているのですが、どのように強化されたのかをお伺いいたします。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業につきまして、新たに積立内容に、高騰率が先ほど

議員が言われましたもののもう一つ上で170%が選択されるような制度に強化されております。

強化の内容によりまして、従来、今年のA重油の基準単価が81円、115%のコースに加入された場合には1リットル当たり93.2円までの補填、それ以上高騰した場合には補填の対象じゃないという形でした。ちなみに、170%に加入いたしますと1リットル当たり137.7円まで高騰した場合にも全額補填の対象という形になります。現在の燃油高騰については、リスク軽減の制度等はかなり強化されているものと認識しております。

## ○2番（高山正信君）

コロナ禍により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことによる高騰に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が長期にわたり、今も続いているわけで、追い打ちをかけるように価格が高騰しております。先ほど3段階のコースに170%のコースが新設されたということで、燃料の急激な価格上昇が生じた場合にも生産農家の負担が著しく増加しないような制度へと強化されたと認識しました。

そこで、お伺いしたいんですが、補填金が増加するということは、当然、加入農家の積立金も増加するかと思うのですが、積立てについては国と生産農家による積立てと認識しているんですが、変更はありませんでしょうか。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

積立金につきましては、国と加入農家の1対1ということで変更はございません。また、燃油が高騰せず、補填金が仮に発動されなかった、そういった場合については生産者に全額返還されるもので、こちらのほうも変更ございません。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

従来どおり国と加入農家の方の割合が1対1で、ただ、燃料価格が高騰せずに、補填金の交付がない場合は積立てが戻ってくるということですが、施設園芸が盛んな八女市においては、とても充実した支援だとは思いますが、積立金も戻ってくるということであれば、メリットはあっても、そんなに大きいリスクがないように感じるんですが、先ほど集約窓口はJAさんだと伺っていますが、関係機関との連携を強化していただいて、加入促進を行っていただくようお願い申し上げます。

先ほどの国の施設園芸等燃料価格高騰対策事業は大変重要で、メリットのある支援事業だと考えますが、燃油削減の取組である省エネ対策も併せて実施する必要があると思っております。省エネ対策についてはどのような支援を実施されているのか、何かあるようでしたらお伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在、省エネ事業につきましては、県の活力ある高収益型園芸産地育成事業、こちらのほうを活用いたしまして、例えば、ヒートポンプでありましたり、多段式サーモ、あと、循環扇、内張りカーテンなど、そういったものについて省エネ施設整備の推進をしております。また、今言ったものについては、例えば、ハウス全体の新設のみならず、昨今、省エネが大事になっているということで県のほうも認識が深くございますので、部分的な入替えも可能となっております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

今、燃料削減の省エネ事業の支援も実施されているということですが、燃料費の負担軽減と省エネ対策については、同時に取り組むことで効果も高くなるんじゃないかと思っております。しかし、やっぱり同時に取り組むということは、燃料費の負担が増えた上に省エネ施設の導入費がかさんで、二重の負担となる可能性もあると思うんですが、先ほど省エネ対策の支援で県の補助を活用すると説明されたんですが、具体的な導入金額と補助率をお聞かせください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

ただいま説明いたしました代表的なものです。ヒートポンプは電気式、化石燃料を使わず、電気で暖房、室内の温度調整をやる機械となります。こちらのほうが大体1台当たり1,000千円です。導入状況を見ますと、大体10アール当たり1台から2台、イチゴの2反のハウスで大体3台ほど入っているような状況でございます。

多段式サーモ、こちらについては、従来の化石燃料を使っているボイラーのほうについているサーモスタット式の温度調整の機械があるんですけど、こちらよりももっときめ細やかに温度調整ができるということで、例えば、2度、3度ごとにしか温度調整できないものが1度単位になるという形で、きめ細やかな調整を行い燃料削減を図るものです。こちらについては大体1台当たり50千円。

続きまして、循環扇は室内の空気を循環させることによって、例えば、隅っこのほうの気温が下がらないとか、常に外気温と接している妻面であったり、そういった部分を循環させて、常に一定の温度を室内全域に回すような施設になります。こちらのほうが1台当たり40千円で、10アール当たり大体4台から6台ぐらい、これは棟の数によって導入台数は変わってくるんですが、イチゴのハウスで大体平均して10台ぐらい入っているものでございます。

最後に、内張りカーテンですね、こちらは直接ビニールだけで外気温、室内温度とならず

に、間に空気の層を持ってきて、内張りカーテン、別名二重カーテンというんですけど、間に空気の層を入れることによって外気温、間の層、内気温という形で、外気にあまり左右されないために入れる施設になります。こちらのほうが高くなって、10アール当たり3,000千円ぐらいかかって、イチゴ関係でいいますと大体倍の6,000千円ぐらいかかるような状況です。こちらの補助率については、3戸以上の営農集団を組めば2分の1の補助という形になっております。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

2分の1の補助ということですが、導入を希望される生産農家の負担軽減となるように今後も周知をしていただきながら、支援の継続をお願いします。

先ほど説明いただいたヒートポンプなのですが、省エネ対策の機械、機具や従来から使用されている暖房機やトラクターなどには機械制御のための半導体が使用されていると認識しているのですが、半導体不足により農業用機械、機具の購入や修繕に影響が見受けられていると聞いているんですが、この問題についてはどのように考えられているのか、お伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

半導体の不足については、車業界であったり電機業界であったり、農業に限らず、全ての業界で不足していると認識しております。農業の分野においても、議員が言われるとおり、多くの機械に入っていることも認識しております。

いろんな産業の中で導入されておりますので、国とかの動向を注視しながら対応を進めていきたいと思っております。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

私もこの半導体については日本経済全体の問題であると認識しておりまして、一自治体でどうこう解決できる課題ではないとは思っております。しかし、今後、国内生産体制も熊本県菊池市に整備され、幾分か緩和されるものとは願っているんですが、実際に今現在、部品が届かずに農家の方が困っているという話を聞いておりますので、国の動向などにアンテナを高く持っていただいて、市、JA、県、普及指導センターなど、指導機関において情報共有を強化していただきますようお願いして、次に移らせていただきます。

次に、(2)の農業経営における資材高騰による影響についてですが、燃料が高騰すれば、それに伴い、燃油や石油製品を原料とする生産資材なども値上げになるわけですが、何度も言っていますが、資材が値上がりしても、生産者の方は高くてもその資材を使って生産しな

いといけません。だからといって、農作物を同じ分だけ値上げできるかといったら、やっぱり値上げをすれば消費者の方は農作物を買うのをやめるとなるわけで、この悪循環をどうにかしないといけないと思っているんですが、燃油高騰とともに、農業生産資材も高騰していると思うんですが、どのような状況だと認識されているのか、お伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

先ほどの橋本議員のときもでしたけど、まず、一番大きく影響を受けているのは肥料と認識しております。肥料の主成分であります尿素、リン安、塩化カリ、こちらについては原料輸入をほとんど外国に頼っているような状況でございます。それに併せて、ロシア、ベラルーシ、中国も輸出制限をかけておるような状況でございます。現在、代替の国ですね、カナダとか、そちらに輸入元を切り替えつつ、緊急輸入で調整がされているものと認識しております。数量が確保できない上に、燃油高騰の影響をもろに受けて、輸送コストも上昇しているような状況だと認識しております。

それ以外の、例えば、生産資材ですね、被覆資材であります農業用ビニール、農業用ポリ、あとは出荷用の段ボールですね、そういったものについても同様に値上がりしていると。大体15%から25%の範囲内で、どれも上昇していると認識しておるところでございます。

以上となります。

**○2番（高山正信君）**

これは先ほど橋本議員のときもありましたけど、肥料に関しては2割とか、本当にばらつきがいろいろあるんですけど、これは6月9日の日刊ゲンダイDIGITALの記事なんですけど、「全国農業協同組合連合会が先週発表したもので、地方JAへの尿素肥料の6～10月分売り渡し価格を前期比で最大94%、塩化カリウム肥料を80%引き上げる。3期連続の値上げで、価格水準は08年——世界食料価格危機のときですかね——を上回って過去最高となる」「尿素有のほか各種肥料を混ぜてつくる高度化成肥料も基準品で55%値上げする」という記事があったんですが、今後ますますの高騰も考えられます。

このことを踏まえて、肥料高騰につきましてどのような対策を取られているのかを、これは先ほどとダブるかもしれないんですけど、お伺いいたします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、外国からの輸入関係で大変苦勞しております。このような状況で、まず、国のほうでは化学肥料原料調達支援緊急対策事業というものを打ち出されております。こちらは内容的には、代替国、先ほど説明しましたカナダとか、そういった代替の国から輸入する場合に、従来輸入していた国よりも掛かり増し、例えば、輸送コストであり



ましたり、そういった掛かり増しする部分について国のほうが輸入を行っているメーカーに補助金を出すものです。こちらのほうが大体100億円の予算を計上され、現在進行しているところでございます。

それに併せまして、国、県につきましては、実際、生産農家を支援ということで、昨年度に対して今年度の肥料、経費が上昇した分について何らかの支援を行うと。県につきましては、その2分の1を支援するという形で打ち出されております。県のほうにつきましては、予算額は大体22億円ということで報道されております。

市のほうもこのような動向を注視して、今後、生産農家の負担軽減を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○2番（高山正信君）

これも先ほどの日刊ゲンダイDIGITALに書かれていたんですが、課長もさっき言われたんですが、「尿素肥料は原料の多くをロシアからの輸入に頼ってきた。また塩化カリウムもロシアとベラルーシの輸出市場に占める比率は約4割。それがロシアによるウクライナ侵攻を受けた各国の経済制裁などで買い控えの動きが広がり、「国際価格が3倍近くに高騰している」というのが値上げの理由だ。とはいえ現在、農家ではハウスなどの運営に必要な燃料費やビニールなどの資材費も上昇している。「営農費の約7%を占める」とされる肥料価格までが急騰すれば、そのコスト負担は一段と重くなり、営農意欲を失わせることにもつながりかねない」という記事があったんですけど、農家の方が営農意欲を失ったら、八女市は本当に駄目になるんじゃないかなと思っております。

そうならないためにも、燃油価格高騰、資材価格高騰の今、実際、生産農家の所得低下に直結しているわけですが、国、県の事業の活用を含め、生産農家に対し支援を実施していただきますようお願いしたいんですが、そこで、生産資材の高騰により、先ほど言いましたように、生産農家の所得が減少することが懸念されております。現在、農業共済において収入保険制度を整備し、国も県も加入促進を図られていると思うんですが、収入保険について、どのような制度かをお伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農業共済が取り扱っております収入保険制度につきましては、過去5年間、この平均を基準収入といたしまして、その基準収入が9割を下回ったときに、その9割を補填すると。9割下がったうちの9割を補填するような内容となっております。

具体的な数字で説明いたしますと、基準収入が10,000千円の場合、9掛ける9で最大8,100千円の補填が受けられるような内容となっております。掛金については、保険料は3

つに分類されております。今仮に言った10,000千円の基準保険の場合は、保険方式の保険料が89千円、付加保険料、こちらのほうが22千円、積立方式となりますので、積立金が225千円となっております。

なお、保険料については50%、積立金については75%の国庫補助があるような有利な制度となっております。

積立金につきましては、発動されなかった場合については次年度に持ち越される内容となり、翌年からは積立金以外の2種類の保険料のみの負担という形となっております。

あと、注意していただきたいのは、算出の基礎となるのが収入額という形になります。所得ではないということで、物価高騰とかによって所得が下がった場合については、中の経費が上がって所得が下がるという形になりますので、収入額が低下しなかった場合には、こちらの収入保険の制度は発動されないということになりますので、御注意いただきたいと思っております。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

内容については理解できたんですが、ただ、物価高騰により生産経費の負担が上昇して、農業所得が下がっても、基準となるのは販売金額による収入であり、所得の減少ではないということなんです。

新型コロナウイルス感染症の影響による価格低迷や災害時による収穫量の減少、品質の低下など、生産農家の不測の事案により売上げが下がった場合には生産者に寄り添った制度ではないかと思うのですが、昨年度は福岡県が保険料の一部助成を実施したと伺っていますが、近隣自治体の支援状況はどのようになっているのか、お伺いします。

## ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

昨年度につきましては、福岡県が保険の加入料、個人負担金の分になりますが、加入料について2分の1の補助を実施しております。また、その2分の1の個人負担金のうち、一部助成ということで、近隣でいいますと、久留米市、朝倉市、うきは市、大刀洗町など、県内の7市町において、県と同様に一部助成が実施されています。

以上となります。

## ○2番（高山正信君）

昨年度は福岡県で7自治体が上乗せ支援をしているということで、確かに私も調べたら、朝倉市、筑前町、うきは市、大刀洗町、小郡市、久留米市、上毛町の7市町が実施されているんですが、八女市では収入保険の一部助成の実施がされておりませんが、検討は行われていたのか、お伺いします。

### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

令和2年度、令和3年度ともに収入保険の一部助成については検討しております。ただし、コロナ禍の中で、何が一番生産者に寄り添った事業となるのかということで、令和2年度につきましては、一人でも多くの生産農家の意欲であったり、産地の維持をしたいということで、なるべく多くの方に助成をしたいということで、がんばるバイ八女農林漁業応援金として1,735戸の農家に100千円ずつ交付しております。また、昨年の令和3年度につきましては、実際コロナ禍で所得が下がった方、農業が厳しくなった方、経営が厳しくなった方について100千円ずつ、355戸の生産農家について支援をやっております。結果的により即応できるような事業展開ということで、収入保険の一部助成のほうは見送らせていただいている状況でございます。

以上となります。

### ○2番（高山正信君）

八女市においては、令和2年度、がんばるバイ八女農林漁業応援金、令和3年度には実質所得が下がった農家の方に支援をしていただき、農業者に寄り添った支援もしていただいております。しかしながら、もちろん予算の関係もありますが、八女市においても収入保険の保険料一部助成の再検討をお願いしたいと思っております。

最後に、市長にお伺いします。

燃料や物価高騰など、コロナ禍に加え、世界的な不安定という要因がプラスされ、今後の農業経営にさらに不安要素が増しました。現在、国において大きな枠により支援事業が展開されています。その結果はどのようになるのか、現在のところは見えてきませんが、多くの生産農家に影響が出ることは間違いないと思っております。先ほどの収入保険に関しましても、みやま市において令和4年度みやま市一般会計補正予算の概要に、農業経営継続支援ということで収入保険加入促進事業が出されております。このような市民に寄り添った支援を今後もぜひ実施していただきたいと思うのですが、市長の意見をお聞かせください。

### ○市長（三田村統之君）

大変重要なこれからの課題であるということ間違いないと思います。国、県の制度等も十分検討しながら、八女市は八女市の農業関係の特徴があります。どこの自治体でも同じ農業形態ではないと思うので、八女市の特徴ある農業、そこをどう守っていくのかというのは重要な課題だろうと思いますし、御承知のとおり、現在、全国的に食料自給率というのは日本は三十五、六%しかありません。もし万が一このような状態がだんだん日本に、我が国に影響してまいりますと、農業が大変な事態になってまいります。根本的に考え直さなきゃならない状況になってまいりますので、十分議員の御意見を拝聴しながら、これから取り組ん

でいきたいと思っております。

**○2番（高山正信君）**

市長がいつもおっしゃってありますように、農業は八女市の基幹産業であります。その農家の方が営農意欲を失われることは八女市の衰退になると思っております。農業の底上げができる事業をいま一度御検討していただきますよう強く要望して、質問を終わらせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

2番高山正信議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

6番田中栄一議員の質問を許します。

**○6番（田中栄一君）**

皆様こんにちは。6番田中栄一でございます。よろしくお願いいたします。

1月20日に発動されました福岡コロナ警報も5月末をもって解除されました。2月から爆発的に感染が広がったコロナも、ここに来て一息といったところでございますけれども、八女市では依然として毎日のように2桁台の感染者があり、予断を許さない状況にあります。八女市の40代以下の人の感染割合は72%台と4分の3を占めておりますけれども、これはコロナ感染症の症状の重症化率が低いということや、若い人の思考、あるいは行動特性がワクチン接種の機運を妨げ、感染が多いのではないかと考えております。

そのような中で、4回目のワクチン接種が始まろうとしております。重症化率は低いけれども、頭痛、倦怠感などの後遺症が長期化するとの症例も報告されておまして、率先してワクチン接種を受けていただきたいと思っております。

また、いよいよ梅雨に入りまして、豪雨災害が心配されます。八女では度々災害が発生しておりますので、自分自身を守るためにふだんから自宅周辺の状況を観察され、災害予兆の予測と早めの避難を心がけてほしいと思っております。

それでは、食品衛生に関する法律の改正にかかる漬物製造業者への影響と支援についての質問に移ります。

改正された食品衛生法が昨年6月に第3次となる施行がされたことで、全国の漬物製造を営んでいる方たちの存続が危機に直面しております。この八女市でも決して例外ではありません。法律の改正は平成24年に北海道の食品会社が製造した浅漬けが原因で、160人余りの

集団食中毒が発生し、8人の方がお亡くなりになられたことがきっかけでございました。

改正法では、従来から製造、販売されている方には3年の猶予がありますが、令和6年5月末までに保健所の営業許可を受ける必要があります。この許可事務は県の所管であり、八女市の業務ではありませんが、その影響は八女市にとっても大変大きいのではないかと思いますし、関係者へ広報、周知する意味も兼ねて質問をするものです。

まず、改正の内容と漬物製造業者等への周知はどのようにされているかということです。

保健所に確認したところ、道の駅や直売所などの販売所にチラシをお願いしている、市とは連携していないとのことでした。市は改正の内容をどのように受け止めておられるのか、また、漬物製造業者等への周知にどのように取り組まれているのか、お尋ねします。

次に、漬物製造業者等の実態は把握されているのかということです。

漬物類を製造されている方は、八女の場合、個人事業者がほとんどではないかと思えます。取り扱っている店舗は当然把握されていると思いますが、事業として存在するわけですから、市としても実態を把握しておく必要があると思えますので、その点についてお尋ねします。

3点目に、八女本舗、道の駅「たちばな」や直売所など販売店舗への影響をどのように捉えているかということです。

田舎の直売所などの店舗では、生鮮野菜と並んで漬物類が相当数を占めていると思えます。そのような中で、出荷者が激減すれば、当然、目当ての商品をお求めのお客さんが減少し、経営そのものが不安定になることが予測されます。どういった影響があるとお考えか、お尋ねします。

4点目に、営業許可取得のためには基準に適合する施設に改修する必要があるが、市として改修支援対策を考える必要があるのではないかということです。

営業許可を受けるためには施設整備に600千円以上かかる、あるいはそれ以上かかるというお話があっており、事業を維持するためには相当の資金を捻出する必要がありますが、高齢者がほとんどのため、かなり厳しい部分があります。市として、八女の漬物文化を守っていくためにも何らかの支援策を講じる必要があると考えますので、お尋ねします。

あとは質問席より順次質問いたしますので、前向きな答弁をよろしく願いしておきます。

#### ○市長（三田村統之君）

6番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、食品衛生に関する法律の改正にかかる漬物製造業者への影響と支援についてでございます。

まず、改正の内容と漬物製造業者等への周知はどのようにされているかという御質問でございます。

食品衛生に関する法律の改正は、平成30年6月13日に公布をされております。その改正の

主な内容は、実態に応じた営業許可の見直しと食中毒のリスクや規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況を踏まえて業種が再編され、公衆衛生に与える影響が著しい営業として32の業種について営業許可が必要であると定められ、新たに漬物製造業がその中に含まれたところです。この営業許可制度の見直し等、食品衛生法に係る業務については福岡県が管轄し、周知等については県で行われているところです。

次に、漬物製造業者等の実態は把握されているのかという御質問でございます。

商工事業者の実態については、八女商工会議所、八女市商工会等の関係機関と連携しながら把握に努めております。しかしながら、個別の細かい業種ごとの実態の把握は難しく、お尋ねの漬物製造業の詳しい状況は把握できておりません。

次に、八女本舗、道の駅「たちばな」や直売所など販売店舗への影響をどのように捉えているかという御質問でございます。

令和3年度の道の駅たちばなにおける漬物類の売上額は、総売上額の約3.5%を占めております。また、八女本舗におきましては、総売上額の約6.8%を漬物類が占めております。

新たに許可を取得するためには、作業場の整備などの負担が発生することが予想され、漬物類の出品を諦める生産者も出てくる可能性があり、各店舗の売上げに少なからず影響を与えるものと考えております。

次に、営業許可取得のためには基準に適合する施設に改修する必要があるが、市として改修支援対策を考える必要があるのではないかというお尋ねでございます。

現在、市の商工振興施策として、市内で新規創業される場合や既存の商工事業者において新分野・新事業展開をされる場合を対象に、八女市新規創業・新事業展開補助制度を実施しております。また、農業振興施策として、農業者グループ等を対象に、開発研究や機械器具購入費等の補助制度を実施しております。

お尋ねの件について、これらの補助制度に該当するのであれば御活用いただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○6番（田中栄一君）

漬物の材料には、梅干し、ラッキョウ、高菜、大根、白菜、ユズ、ウリ類、サワガニ、こういった数多くの種類がございます。漬け方も様々で、浅漬け、かす漬け、ぬか漬けなどや、キムチなどのように発酵させるものがあり、毎日の食卓に欠かせないものがございます。これらの漬物類は製造業者ごとに味の違いがあり、特に、個人製造の方は長年の経験によってつくり上げた味を大切にされております。求められる方もいろいろな味を食べ比べしながら、自分の好みの味を探したり、既に決まったお気に入りの作り手のものを目当てに買い求められております。そういった漬物の世界ですけれども、作り手が存続の危機にあるばかりか、

求める消費者や店舗にも大きく影響することが予測されますので、まずはそういった改正の内容を具体的に知らせることから始まると思います。

そこで、1点目の改正の内容と漬物製造業者等への周知はどのようにされているかということについてお尋ねをしたいと思います。

確かに県の管轄ですので、改正内容について保健所にお尋ねしました。保健所の回答では、販売店にチラシの貼付や出展者への連絡依頼、それから、説明会の開催、また、県のホームページで広報しているといった回答でございました。市にも協力を求めて連携しているのかとお尋ねしたところ、そういったことはやっておりませんということでございましたので、果たしてそれだけで十分と言えるのかと疑問が生まれました。市としても重ねて何らかの周知対策を打つべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。これはいろんな課にまたがっておりますので。

#### ○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりのことございまして、市に対します情報提供が行われておりません。実際のところ私たちもこの内容については、インターネット等を通じて各県の取組でありますとか各地方の取組なんかを知っているような状況でございまして、周知につきましてどうしていくのかということになりますと、やはりどう制度が変わって、どういうのが認められていくのか、そういう詳しい情報がないと分からない状況の中で、下手に私どもが周知をしますと、市民の方に不安を与えるような状況になってきます。ですから、私どもとしては、県との連携が図られるのであれば、そちらのほうと連携をさせていただいて、今後どういう周知をしていっていいのかということは研究させていただければと思っております。

#### ○6番（田中栄一君）

やはりどっちからボールを投げるのかということで大きく変わってくると思います。私は県の姿勢も少し問題があるんじゃないかと思っております。それは何でかということ、こういった業務というのは、市民にとって、製造者にとっては市役所が頼りなんですよね。二、三の製造者の方にも聞きました。詳しく聞くためには柳川まで行かやんめがと。説明会はあったばってんが、それにも出られんやったときに柳川まで聞きに行かやん、もう一日がかりよと。私たちは特に車の運転で行きはしきらんという話も聞きました。

そういう連携ができたとして、できんでも当然せないかんのですけれども、今、商工振興課長に御答弁いただきましたが、市はこういった部署を、担当窓口はどこが対応されるとやろうかと思えます。さっきも言いましたように、許可事務というのは県の管轄であることは私も十分分かっております。ただ、本当に市民の方が頼りとされているのは市役所なんです

よね。ところが、こげんして法律の改正のあつとるばつてん、御相談したかばつてんがと聞いたときに、たらい回しさるつとやなかるかと私自身は思います。県がせんけんで、市は分からんけんということじゃなくて、本当に市が蚊帳の外においていいのかという気持ちもいたします。じゃ、担当部署をどうするかということになりますと、農家の方が農作業の合間に漬物を作られております。それから考えると、農業関係なのかなという気もしますが、販売事業として展開されていることから考えると、商工振興かなと。あるいはこれもまちづくりの一つだと考えますと、その担当かなとも思います。

そういうことで、どこか市で対応する部署、窓口を設けておく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてどのように考えられるのか、これは課長では答えにくいと思いますので、副市長、お願いします。

#### ○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

この件に関しては、基本的なところは、販売に移っていけば、おっしゃるように6次化の部分で農業振興課であったり、単純に営業であれば商工振興課等、売ってある場所でいえば観光の直売所等も影響してくるかと思いますが、この制度の根幹は、やっぱり食品衛生法の中の消費者の方の安全を確保するためにこのルールは制度改正されて、今、議員おっしゃったように、御家庭で農業の合間に台所で作っていた梅干しとかラッキョウとかがきちんとした施設じゃないと販売できませんよ、これは衛生の面が一番根幹だと思います。ただ、食品衛生法の所管が今のところ市にありませんので、私も幾つか環境のところとか福祉とか聞きましたけど、部局がないというのが現時点です。県のほうの所管も保健医療介護部になっておりますので、その点を含めながら、こういった話が県のほうから来ていないのも私たちが残念に思っておるところですけれども、そういったお話については検討して、どこが適切なのか、終末点なのか、入り口なのか、そこは整理する必要があるかと思います。

#### ○6番（田中栄一君）

衛生法からいえば確かに県の管轄ですので、市にその部署を常時設けておく必要はないと思いますけど、やはり何回も言いますが、市民の方が頼りにされるのは市役所なんです。だから、そこら辺、あらゆる相談に対応できるように、今回、私が申し上げているのは、漬物製造業の関係で今回の法律改正に伴ってのいろんな部分の相談というか、県とのつなぎとか、そういった部分というのをやっていただきたいなと思いますので、できる限りそういう市民の方に寄り添った支援をできるようにお願いしたいと思います。

その支援をやっているのが、いぶりがっこは御存じでしょう。秋田県のたくあんですけど、薫製にしてですね。横手市なんですけど、あそこも実際に300ぐらいの方が各家庭の味を大切に守り育ててこられた。今回の改正によって非常に危機感を持っておられるということで、



これは八女の漬物とは比較にならないほど文化的な食でございますので、横手市も実は市の職員がこの許可制度について個別に説明に回っているそうです。八女は、まだ後にも把握されていますかということを知っているんですけど、実際にそこまでの文化的な食ではないんですけれども、やはり八女なりの独自の味がある中で、そういった部分について、八女の場合、説明というか、さっきの話がまだもやもやとしたところの中であるんですけれども、説明されていくのか、どうされるものか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。なかなか担当部署がないもので、答えにくいと思うんですが、よろしくお願いします。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

先ほどから議員おっしゃるように、確かにお母さんの味、おばあちゃんの味ということで大事にする必要があるという御指摘、そのとおりだと思います。ただ、今回、市としてどういう立場で対応するかということなんですが、実は観光振興課のほうではそういう特産品とか農産物を販売するお店、観光施設、こちらのほうを数件持っておりますので、その調査した内容並びにどういう指導をしているかをちょっと紹介させていただきたいと思います。

特に、御質問にあった八女本舗でありますとか、あと、道の駅たちばな、こちらについては、やはり生産者組合とか、その施設に出荷する皆さんたちのグループがございますので、そちらのほうで勉強会ということはしっかりされているようでございます。特に、道の駅たちばなにつきましては、大きな会場のほうで全員集めての説明会等をされているということで、結局お母さんの味がなくて困るのは生産者とか買われる方だけではなくて、そのお店も非常に困るということですから、各施設とか、そういうところで説明会とかやっていくという状況があります。

ただ、おっしゃるように、確かに法律でありますし、先ほど副市長がおっしゃいましたように、安心・安全ということが一つの柱になっておりますので、こちらはどんなに味がおいしくても、やっぱり安心・安全がなければということで、各施設ごとに指導しているところです。

また、もう一点付け加えるとすれば、やはり小さな直売所、要するにみちばたであったり——みちばたという小さなショップなんですけど、そういうところのほう在实际厳しい状態になっているという情報も聞いております。これについても直売所を管理する担当の部署として相談に乗っていくことは考えておりますが、正式にそれをうちの担当ということにはちょっと厳しいかなということで、回答に代えさせていただきたいと思います。

**○6番（田中栄一君）**

市の管轄業務ではないために、こういったことが発生するんじゃないかなと思っております。周知をとにかくやらんといかんと、漏れがないようにやっていかにやいかんという思い

がありますので、そういうことで、市のほうとしてもそういう対応については十分に検討されて、対応していただきたいと思います。

次に、2点目の漬物製造業者等の実態は把握されているのかということです。

答弁の中に、まず、詳細な把握が難しいという答弁がございましたが、一体何か支障がございませうか。そこら辺についてお尋ねします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

答弁の中にありました詳細な内容についての把握というのは、例えば、その企業自体の経営状態でありますとか企業規模、そういった内情の部分については——やはり業種的にこういう傾向にあるよとか、例えば、材料費の値上がりによって運営が厳しくなっているところはあるところではございますが、実際、各事業者の方が最終的にどういう事業経営をされているのかというのは、なかなか手のうちを明かしてもらえないというか、ちょっと表現はいけないかもしれませんが、その辺については事業主の方がやはりやりくりをされている部分なので、そういった子細についてはつかめていないという意味で答弁をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○6番（田中栄一君）**

何となく分かるような気もします。実際、市内のそういう営業施設数ですね、これが昨年3月末現在、まだ今年3月末現在は出ておりませんが、八女市内で食品衛生法に基づくものが1,362件、それから、県独自で指定しておりますものが、福岡県食品取扱条例というものがあるんですけど、これが147件となっております。これは改正法の施行前で、漬物製造業は含まれておりません。それから、漬物製造業の許可取得ですね、これを既にやられている方がおられまして、4月現在で法人が1件、団体が1件、個人が2件と、4件にとどまっております。今、多分準備されている方もいらっしゃると思うんですけども、いろいろ水質検査があったり、施設の改修に時間がかかったりということで、まだそこまでは進んでいないんじゃないかと思っております。

実際に把握する方法として、改正法施行以前は漬物製造業営業報告書、こういった提出が求められておりました。これは食品衛生法の改正によって廃止されたんですけども、この報告書を提出されておれば、これまでどおり漬物を製造、販売することが可能でございます。ただし、令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。

先ほどの答弁では把握できていないということでもございましたけれども、漬物製造業の育成のためにも、実態というか、実情を調査すべきと考えますが、どう思われますか、お尋ねをしておきます。これもどなたがお答えになりますかね。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

営業許可を取っていらっしゃる方が千四百数名おられるというのは、保健所に問合せをした段階で確認ができております。ただ、保健所のほうに、だったら、さっきの周知の方法じゃないんですけど、その方たちに通知を出されたらどうですかというお話をさせていただいたところ、実をいうと、これは報告書はあっても、その後、商売をやめられた方の廃業届みたいなものはないみたいなんですよね。ですから、実際的に今活動をされてある方ということについては、なかなか実態の把握が難しいというのが現状でございます。

私どもとしてやれる部分として、例えば、昨日、伝統工芸館のほうで軽トラ市を開催させていただきました。そこにも漬物が確かに出ておりました。その業者の方とお話をさせていただきましたけど、やはり制度自体はもう知っている。前にも一度、二度、そういう話を聞いて、実際どうするのかという検討をしたけど、自分はその後、そこまでの施設整備は難しいんじゃないかと考えているというお話等をじかに伺うのが実態の把握に近い状態になってくるかなと思っていますので、機会を捉えて、そういった生産者の方との意見交流ができればと考えているところでございます。

#### ○6番（田中栄一君）

今、漬物製造業営業報告書、この話を出したんですけれども、私どもが出してくださいと言っても、これはなかなか出してもらえません。市から求めれば、一覧ぐらいは開示していただけるんじゃないかなと期待するところでございますが、その一覧があれば、何となく実態調査というか、そういったものも、よりスポット的に可能になると思いますが、こういったことをやってみようと、求められた経緯はございますか。

#### ○商工振興課長（山口幸彦君）

内容についての御質問だと思いますけど、実際的に情報開示してもらえるかどうかというのは分かりませんが、その部分を情報開示いただいたとして、どのようにしていくのかというのは、先ほど申し上げましたとおり、じゃ、市に尋ねられて、ここまでしたら営業許可が下りるよとか、ここまでしないと営業許可は下りないよという答弁ができないわけなんです。ですから、言うならばこういった許可制度について、許認可をするところの判断を求められる部分については、やはり市としては許認可されることを御紹介させていただく、それが最善の方法かなと考えておりますので、そういったところをさせていただければと思っています。

#### ○6番（田中栄一君）

そこも分からんでもないんですけども、私が心配しよるのが、無人直売所がございませぬ。こういったところに、その近所の方が漬物類を販売されるということが多々あります。私の知っているところも大分そういうことで置いていらっしゃる方がいらっしゃいます。そ

ういう方が、要するに法の改正を知らないまま販売をされている。そうすると、当然それは法を犯すことになります。未必の故意かもしれませんが、そういうおそれがあるんですから、こういう実態を——その方々は多分報告書も出されていないのかなとは思いますが、やっぱり実態を把握して、そういう方が出ないように努めていくのも市の仕事じゃないかなと。県がやってくれれば、それが一番いいんですけど、もっと大々的に市に流してくれて、連携してやっていただきますよと、お願いしますということであればいいんでしょうけれども、そういう心配をしていますので、実態把握というのが大事なんじゃないかと申し上げているところでございます。これは突っ込んでどうしようもありませんので、ただ、そういうこともあるということでお考えをいただきたいと思っております。

それから次に、3点目の八女本舗とか道の駅たちばな、それから、直売所など販売店舗への影響をどのように捉えているかということでございます。

答弁では各店舗の売上げに少なからず影響があるのではということでございますけれども、市が関わっている店舗でさえ少なからず影響がある中で、個人で経営されている直売所などは、その影響は少なからずではないと思っております。

立花支所長が道の駅たちばなの関係で御出席いただいておりますので、先ほどのお話では3.5%ぐらいが並んでおるということなんですけれども、先ほど加盟団体の加入者を集めて説明会をされたということなんですけど、そこら辺の状況についてもお話が聞けたらと思います。

#### ○立花支所長（持丸 弘君）

お答えいたします。

道の駅たちばなにおきましては、説明会のほうを開催しております。説明会におきましては、令和3年9月14日に立花市民センターのほうで72名の参加で行っております。内容といたしましては、漬物製造許可申請講習会ということで行っております。

あと、道の駅の関係で影響ということですが、道の駅たちばなにおきましては、漬物の品ぞろえにつきましては、多さも魅力の一つかと思っております。その反面、安心・安全な製品の提供も道の駅の重要な役割になっているかと思っております。このような観点から、道の駅出荷者に対して、道の駅のほうでは補助制度を少なからず考えているということでございます。

#### ○6番（田中栄一君）

ちょっと後でまたお尋ねしたいことが出てきましたけれども、実は先ほど観光振興課長からちょっと話が出ました黒木の直売所ですね。もう名前は申し上げませんが、オーナーに話を伺いました。30人を超える方が出荷されておりますと。出荷者の多くは、営業許可を取得するために改修までという方は少なく、今後も継続したいという方は二、三人程度だったそうでございます。これは課長もオーナーから聞かれたと思っております。

消費者は特定の方の商品を求めて来店されます。購買意欲を促すためには、多様な商品、それから、多様な作り手の商品が店頭に並ぶことが一番大事なことなんじゃないかなと思います。このままいけば販売する商品がなくなると店舗では心配されておりまして、経営そのものが不安定で危うくなるということも心配されておりました。漬物の作り手を守り、育成することが直売所などの店舗を守ることにもつながりますし、生きがいの創出、それから、ふるさとの味の存続、また、僅かかもしれませんが、農地の荒廃防止にもつながっているのではないかと思います。この点についてどのようにお考えでございましょうか。これはどなたが——副市長、代表して答弁していただけますか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えいたします。

議員おっしゃる点については、何ら否定するところはございません。ただ、先ほどから申しますように、この改正の基本は食品の安全性を守ると、そういう中で、御家庭で作ってあったものを商品として販売して、これ以上トラブルがあったらいかんということでこの制度は成り立って改正されてきておるところですので、そこら辺のバランスの取り方というのは非常に難しいと思います。

おっしゃるように、品数は多いほうがいい。でも、安全なものであるかどうかというのがスタートラインですので、そこをきちんとやってくださいというのが今回の改正です。おっしゃるように、御家庭の台所で作ってあったものを袋詰めして出せていたものが、この改正によって、製造の場所は独立しておきなさい、製造する場所は、1メートルやったですかね、高さ1メートルまでは水をまいても浸透性がないような場所じゃないといけませんよ、作る前の材料は保管する場所が必要です、出来上がったものも保管する場所が必要です、食品衛生法上でいえば、ある意味、当然の部分かもしれませんが、安全な部分。それが御家庭で作っておられたものがなかなかそこまで、改修でできる範囲の域を超えている法改正だと思います。

そういう意味では、今まで作ってある皆さん方が非常に困惑されてあるところはあるかと思いますが、その法の趣旨をまずしっかり見定めて、その上で御支援できる部分については、6次化の事業とか新規事業も市のほうではございますし、そういったものを活用していきながら、続けてやっていきたいというエネルギーがある方はぜひそれを活用していただいて、今後もやっていただければ非常にありがたいかなと思っております。

**○6番（田中栄一君）**

法律の安全・安心な食品の提供という部分で考えていきますと、当然そういう話になると思うんですけれども、それを守りながら、かつ作り手も存続させると、そういう施策が大事なんじゃないかなと思っておりますので、次に進みたいと思います。

4点目に、営業許可取得のためには基準に適合する施設、先ほど副市長が言われましたように、大変厳しい部分がございます。それを改修するために、市として改修支援対策を考える必要があるのではないかとということでございます。許可を受けるための条件がHACCPというルールがあるそうなんですけれども、このルールに基づくもので、これは私もずっと読んでみましたが、大変厳格であります。手洗い場の蛇口は手を触れなくてもよい自動センサー式かレバー式への変更、あるいは先ほど言われたように、壁は水で洗い流せる素材への変更、これも高さ1メートルぐらいになると思います。それから、天井ばりも必要です。はりがむき出しになっとったらいけませんよ、ほこりが落ちていけませんよという話。それから、その他のシンクとか作業台の目的に応じた複数化、それと、冷蔵設備、保管場所、大変厳しいものがございますけれども、これをやるためには、一番最初言いましたように、整備に最低でも600千円ぐらいかかるんじゃないかというお話もあっておりました。そのために製造販売を断念せざるを得ないと考えておられる方が多数おられます。

先ほど立花支所長のほうから出ました道の駅たちばなでは補助も考えておるといことなんですけど、道の駅たちばなには八女市が出資しております。当然そこで得られた利益の中から補助されるということで、ああ、いいことだなと、進めて——これに異論を言うわけじゃありませんよ。ただ、そこら辺、何か具体的に進んでおりましたら御答弁いただきたいんですけど。

#### ○立花支所長（持丸 弘君）

お答えいたします。

昨日の取締役会の中で要綱が示されまして、道の駅たちばなにおきましては、道の駅たちばなの出荷者に対しまして、建設費用の3分の1以内、上限50千円で検討がされているということでございます。

以上でございます。

#### ○6番（田中栄一君）

道の駅たちばなは独立採算でやられておると思いますので、それは大変結構なことです。600千円に対して50千円ということであれば、余裕があれば、もっと引き上げてもいいんじゃないかなとは思いますが。

それで、先ほど答弁にありました商工振興課所管のものづくり推進事業補助制度、あるいは農業振興課の農村女性活動推進支援事業、これらについては、いずれも新規商品の企画とか開発、それから研究、そして、機械器具購入費等なんですよね。漬物商品ですから、既存の分ですね、これは対象外になると思いますし、加工施設の改修など、こういったものも機材ではございませんので、対象外じゃなからうかと思えます。

そこで、お尋ねでございますけれども、これは期間限定です。新たな施策を展開するお考

えはありませんかということでお尋ねしたいと思いますが。課長からはなかなか答弁しにくいと思います。市長、いかがでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

ただいまの商工業関係、あるいはまた、農業関係に対する助成については、冒頭の答弁でも申し上げましたところでございますけれども、私としてはまだこの漬物製造業について十分理解をしていない、申し訳ありませんが、熟知をしていない部分がございますので、今後、議員の御質問の内容を十分考慮させていただいて、担当部局と協議はしていきたいと思っております。本日、具体的に私のほうから御答弁申し上げることができませんで大変申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

**○6番（田中栄一君）**

最後になりますけど、このままでは本当にふるさとの味が廃れてしまうという危惧がありますし、直売所も存続の危機が迫っております。まだ2年の猶予があります。何とか作り手に寄り添った新たな施策を展開していただいて、八女の味、生きがいつくりを守ってほしいと思っております。

そういうことで、ぜひとも漬物の作り手を守っていただきますことを強くお願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

**○議長（角田恵一君）**

6番田中栄一議員の質問を終わります。

午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

**○17番（森 茂生君）**

17番、日本共産党の森茂生でございます。最後まで御清聴よろしくお願いいたします。

まず第1番目に、登山の安全対策について質問を行います。

2番目に、教員不足について質問をします。

2000年以前は教職員のほとんどは正規雇用枠で、非正規雇用は例外的な2つの場合に限られておりました。1つは非常勤講師という雇用形態で、主に中学校で国語など特定の授業などを受け持つものであります。もう一つが産休・育休代替と呼ばれる雇用形態で、正規雇用されている先生に育児休業などで欠員が生じたときに、その期間だけ、言わば代打として教壇に立つものであります。学級担任や部活の顧問なども任され、フルタイムの常勤扱いにな

るというものです。

ところが、2000年以降、法の改正などにより急増したのが臨時的任用教員というものであります。最長1年間の任期付採用ですけれども、臨時的に任用される先生が学校現場に常時いるといった状況が生まれたわけでありまして。正規ではないですから、初任者研修もなければ、指導してくれる教員もつかないで、それでいて、いきなり授業ばかりではなく学級担任までも持たされた上、運動会や保護者の対応からこなさなければなりません。必死で頑張っても年収は正規先生の5割から6割ぐらいだそうです。これが今日までの学校現場の状況のようです。

このような中、文科省が2021年度の調査で4月の始業の時点で小中高などで教員が2,558人不足していると明らかにしました。八女市においても教員不足が起きていないのかどうか、質問を行います。

3番目に、学校給食について、4番目に、市営住宅の家賃について質問を行います。

詳細につきましては、さきの発言通告に基づき、質問席にて質問を行います。

#### ○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、登山の安全対策についてでございます。

登山道にレスキューポイントを設置する考えはないかというお尋ねでございます。

近年、新たに登山を親しまれる方が増加する中で、登山時の安全対策は重要であると認識をいたしております。

本市が発行している登山ガイド「楽しくのぼろう！八女の山」や八女観光オフィシャルサイトにおきまして、安全対策を周知しているところであります。

また、レスキューポイントにつきましては、遭難者の救助活動の際、効果があるということで、設置している登山道もあると認識しております。今後、どのような取組が可能であるか、関係機関と連携して研究を進めてまいります。

2の教員不足について及び3の学校給食につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に4の市営住宅の家賃について答弁をいたします。

市営住宅の家賃についてでございます。

国や県のコロナ支援の給付金などが「収入」と認定されるため、市営住宅の家賃が引き上がる問題があるようだ。八女市においてもそのような事案が起きているのかというお尋ねでございます。

コロナ対策による様々な支援金につきましては、国税庁からの取扱いについての通知を踏まえ、収入として取り扱っているところであります。

市営住宅の家賃の改定時には、事前に入居者に対し、家賃額等について文書にて確認を



行っておりますが、御質問のような事案について個別に相談を受けたことはございません。

次に、政府は家賃決定の算定外となる「一時的な収入」として取り扱うことは、事業主体の判断で可能としました。その考えはあるのかという御質問でございます。

現在開催中の国会において、政府が、公営住宅の事業主体の判断により、公営住宅の入居者及び同居者が受給した持続化給付金等を一時的な収入に該当するものと判断することは可能である旨の回答書を提出されたことは確認できております。しかしながら、その回答の趣旨について国からの通知はあっていないため、今後、県や他自治体の状況等を見極めながら、対応を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

### ○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、教員不足について、(1)八女市の小中義務教育学校の教員不足の状況はどうなっているのか。不足ということであればその対策はとのお尋ねでございます。

配信しております資料のとおり、八女市におきましても教員不足の状況があり、喫緊の課題であると認識しております。そのため、常日頃より南筑後教育事務所や当該校長と連絡を取り合いながら教員確保に努めるとともに、確保のための新たな方法がないか、研究をしているところでございます。

次に、学校給食について、最近の物価高騰で学校給食の食材費は値上がりしているといわれている。値上がり分を補助する考えはあるのかのお尋ねでございます。

物価高騰の状況は続いており、学校給食を円滑に運営できるか懸念しております。この状況を踏まえ、今定例会に上程いたしております補正予算（第3号）において予算措置をお願いしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

### ○17番（森 茂生君）

まず最初に、登山の安全対策についてお尋ねします。

これは警視庁の発表ですけれども、2020年に発生した山岳救難は2,294件と出ております。死者・行方不明者278人、負傷者が974人と発表されております。60歳以上が50%を占めているということで、目的別に見ますと、登山やハイキングが75%、そして、私が意外に思ったのは山菜取りが14%。よくテレビなんかで山菜取りに行って行方不明というのが報道されますけれども、全体の14%が山菜取りだそうであります。

私もつい最近、山登りに凝ってしまして、まだ初心者マークがついているような状況ですけれども、やっぱり一番怖いといひましょうか、一人で行く場合、もしも何かあった場合、連絡の取りようがないということなんですよね。町なかならば携帯電話も通じますし、人も

いますので、そう極端に心配は要りませんが、山に登れば、それこそまず携帯電話が繋がらない、人がいないということで、もしも急病とか、けがして動けなくなったときは、時々急に不安になるんですね。それを解消する一つがレスキューポイントといます。携帯電話が通じることをあらかじめ業者の方と見て回って、ここは携帯電話が通じますよというポイント、ポイントに、ここは携帯電話が通じますとあらかじめ表示をしておくということだそうです。ですから、ああ、あそこまで行けば何とか携帯電話がつながるからということで、ポイントが分かれば目的地がありますので。しかし、それがなかったら、一つ一つ携帯電話を見てというのはほとんどできませんので、安全対策として、ぜひこのポイントを設けたらと思っております。その考えがあるのかどうか、お尋ねします。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

レスキューポイントは遭難者の救助活動の際に効果があるということで、福岡県内でも設置されてある登山道があるということはお聞きしておるところでございます。

八女市には様々な形状の山や登山道が存在しますし、また、管理者もまちづくり協議会なり、地元の登山団体など様々でございますので、今後、関係課、支所及び関係機関と連携を図りながら、どのような取組が必要か、研究をしまいたいと考えております。

#### ○17番（森 茂生君）

ここに「季刊のぼろ」という雑誌がありますけれども、ここにも特集で山で電話が繋がることが生命線、電波をつないで命をつなぐということで宣伝がしてあります。

そして、取組状況、これは脊振の状況ですけれども、私の資料でタブレットに流してありますのは、金山というのは脊振山系の三瀬の近所です。あそこで私が撮ってきたところです。脊振山系にはかなり多くのレスキューポイントが設置されております。これを見ますと、ドコモの社員が10名、2日ばかりでつながるところを調査されて、そこに設置されたということですが、脊振の自然を愛する会というところが中心になってやっているようです。ここが福岡市内の早良区に電話してお尋ねしたら、消防署と脊振の自然を愛する会と連絡調整をして、予算的には市からは出していないということでしたけれども、日本山岳遺産基金から300千円ほどいただいて、それが一つの資金源になって設置したと言われております。

これは余談ですけれども、この「のぼろ」という雑誌の編集長が二、三年前、その脊振山系で遭難して亡くなってあります。相当ベテランだったそうですけれども、ベテランでも難しい、糸島のほうから登る脊振山系の山で遭難して、それで、1年足らずのうちに3人ぐらい遭難したということで、地域の協議会なり、消防署、警察、話合いの上に、この洗谷コースは通行禁止という措置が取られたようであります。そしてまた、そこは電波が届かなかったので、地元のドコモあたりに基地局を設置して電波が届くようにしてくれという要請を

行ったという報道がっております。こういういきさつからして、どうしても通信網が設置されたならば非常に安心感があると思います。

それで、私もつい一月前もならんぐらい、御前岳、釈迦岳に登ってきました。石割岳にも行きました。それなりに整備はしてあるんですよね、チェーンとか歩道とか。あれは大体どこら辺が中心になって整備をされているものか。その一環としてぜひお願いしたいなと思いますので、例えば、御前岳、釈迦岳でもいいんですけども、ああいうチェーンとか歩道はどのような格好で整備されているのか、お尋ねします。

**○矢部支所長（石川幸一君）**

御説明させていただきます。

御前岳、釈迦岳の登山道は矢部支所管内にございますので、私のほうから御前岳、釈迦岳の登山道について御説明させていただきます。

合併する前の旧矢部村時代に、もう30年ほど前になると思います。そこはほとんどが国有林でございますので、国のほうから登山道の敷地、いわゆる登山道の部分だけを無償で矢部村が貸付けを受けて、現在も八女市として無償で貸付けを受けております。その登山道に分岐点とか登山口とか、そういうところに案内板を当時の矢部村で作っております、階段とか手すりとか、そういうのをつけております。

私も最近、御前岳、釈迦岳に登りましたがけれども、新たに鎖とか設置してございます。あれは八女市から設置したわけではなくて、あれは県境の反対側の大分県のほうから設置してあると思っております。ですので、お互い登山道を利用される方が思い思いでそういう設置をしてあると思います。最近、八女市としましては矢部山系の八名山ということで登録をして、その山頂とかにスタンプラリーができるような表示板、看板とか、そういうものを設置したりはしておりますし、お互いそういうことで利用する人たちが協力して登山道の整備をしているということでございます。八女市も八名山の登山道については、下草刈りとか、倒木があった際には倒木の除去とか、そういうものを市として維持管理させていただいております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

大体分かりました。どこが整備してくれているのかなと不思議に思っていましたけれども、大体状況は分かりました。

それなら、その一環として、今日、明日にというわけじゃありませんけれども、関係機関、あるいは向こうの大分県側とも協力をできるなら、ぜひとも一緒になって、そのポイントあたりを設置していただくよう、これは要望しておきます。ぜひ前向きに考えていただきますよう、よろしく申し上げます。せめてどうされるのか、前向きな答弁を聞いておきます。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

自然災害時もそうですけど、それ以外のレジャー等につきましても、人命というのは最も重要視しなければいけないことですので、先ほど申し上げましたように、関係機関と連携を図りながら、今後、研究を進めてまいりたいと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

前向きな取組をよろしく申し上げます。

続きまして、2番目の教員不足についてお尋ねをいたします。

全国的に小学校、中学校の両方とも教師が足りているのは、山形県、東京都、新潟県、和歌山県だそうです。ところが、東京都庁の教育委員会の幹部に聞けば、瞬間風速にすぎないと答弁をしたそうです。常に動いていっているから、たまたまそのときは足りていたという意味のようです。

ですから、ほかの教育の専門機関から直接先生たちの話を聞くと、いや、それどころじゃない、やりくりするのに精いっぱいですよという答弁がどうも生の声のようです。この教育機関というのがあちこちにアンケートとかなんとかしていますけれども、ほとんどの場合、ゼロというところでも非常にやりくりし、たまたまそのときにゼロだった、やりくりがついていたという話のようです。

呉市では非常勤講師が見つからず4月分の授業を実施できなかったとか、島根県松江市では英語の授業が1か月できない、自習が続いたとか、非常にひどい状況が全国各地で起きていると私はびっくりしたわけです。こういう生の声というのは至るところに今出てくるんですよね。これは異常なことかなと思ったら、足りているというところすら、そういう状況で、調べれば調べるほど、これほどまでに先生たちの教員不足は深刻なのかと正直言って私はびっくりしているような状況です。

そこで、お伺いしますけれども、八女市の場合、教員不足はどの程度なのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

本日差し上げております一般質問資料の冒頭、1番のところに示しておりますように、定数と比較して3枠が不足しているということですのでございます。

**○17番（森 茂生君）**

3人だから大したことはないのかな。不足率が0.8%となっています。私もそんな心配する必要はないのかなと思いきや、どうもそうじゃないというのが分かってきました。

これは全国的な不足率が出ています。小学校の場合、福岡県が不足率が0.7で一番高いで

す。その次が千葉県、茨城県の0.64、これが2番目だそうです。これは文科省が2021年度に出しています。八女市がどうかといえば、小学校では0.8だから不足率が高いです。中学校ではどうかといいますと、中学校でも福岡県が一番不足率が高いです。1.08です。2番目が茨城県の1です。そいけん、0.8というのは小学校、中学校を合わせたところを出してありますので、この数字からすると、福岡県並みかなと思います。しかし、全国的に見ると、福岡県が一番不足率が高いから、結局、全体からすると、八女市のこの0.8といえども、そんな低い数字ではない。いろいろ調べてみますと、年度初めですので、必ずこれから欠員が増えてくるというのが普通だそうです。年度初めは必死になってかき集めて、それで大体倍から3倍不足するのが普通だそうです、全国的に見て。それで、恐らく今後、産休だとか育休、あるいは病休の方も当然出てこられますので、3人がどんどん増えていくという状況が生まれてくるのが——またどんどん補充ができれば別ですよ。しかし、その補充もなかなかできないのが今の全国的な状況ですので、ある意味では非常に危機的、非常に心配する状況があるのかなと私は思っております。

今度の調査で先生方の雇用形態も文科省が調べております。八女市からも出していただきました。それで、調べてみますと、正規職員の比率が小学校が全国平均87.38%、八女市は90.9%ですので、小学校でいえば正規の職員の率は高いということになります。ところが、中学校になると、87.45%が全国平均の正規職員の比率です。八女市の場合、86%ということになりますので、全国平均からすると、中学校の先生の正規雇用率は低いということになるかと思えます。

この中に臨時的任用教員とか、常勤・非常勤講師とか、いろいろ出てきますけれども、臨時的任用教員・非常勤講師と文科省の統計はあくまで一括りでしております。よかったですら、この臨時的任用教員とはどういう人たちを指すのか。恐らく皆さんはつきり認識されていないかなと思いますので、お尋ねします。それから、非常勤講師がどういう人たちをいうのか、お尋ねします。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

森議員お尋ねのまず1点目、臨時的任用教員についてでございます。

臨時的任用教員と申しますのは、教員免許を持っているんだけど、教員採用試験を受験していないとか合格していないとか、そういう方たちが任命権を持つ都道府県の教育委員会などに登録をまずして、そして、都道府県の教育委員会の判断によって雇用されている教員のことを指しております。先ほど申された常勤講師、これは臨時的任用教員でございます。小中学校では学級担任もできますし、近年は特別支援学級数が急激に増加しておりますので、正規職員が不足しているため任用されるケースが多くなってきているということござい

す。

それと、2点目です。非常勤講師でございます。

非常勤講師と申しますのは、基本的に授業のある時間だけ学校に来て、そして、教えた授業の分だけ給与を受け取るという時給制の雇用形態で働く先生方のことでございます。週当たり30時間をマックスとして働いていただいておりますので、非常勤講師の方によっては、2日来たり、3日来られたり、4日来られたりということで勤務状況は様々でございます。

以上でございます。

#### ○17番（森 茂生君）

正規職員がおおむね9割、あとは非正規の非常勤講師とか臨時的任用教員で賄っているというのが現状のようです。

最近、正規雇用の教員は何とか足りているんだというのがよく言われております。調べてみますと、あるところの人がバックヤードの枯渇という表現をされております。どういうことかなといえ、店でいえば、売場ではない場所だそうです、裏庭とか裏の倉庫とか。店舗で品物が足りなくなれば、裏に回って裏の倉庫から補充すれば今まで賄えてきたのが、裏のバックヤード、裏にある倉庫の中を見ても代用になる先生がおらんごとなってきているのが今の状況という表現をされているようです。ですから、補おうにも補うのが非常に難しい。そのために、あの手この手を使っているというのがどうも現状のようです。

あまりに足りないので、「#教員不足をなくそう緊急アクション」ということで日大の先生とかが呼びかけ、団体になって、いろんな調査をされております。副校長や教頭を務める178人にアンケートをしたところ、6割が校長先生や教頭先生が率先して見つけておるといふ状況のようです。そして、はっきり言えば質を評価している状況ではないと言われるんですよ。教員免許さえ持っていれば、とにかく来ていただかんことには回っていかないという状況に来ているというのが実情のようです。

八女市の実情は大体どういうものなのか、お尋ねします。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、教員不足ということにつきましては、先生方がいないという裏側には、今、小学校のほうは大量退職というのが根っこにございます。中学校も55歳から60歳の間の方々が多うございますので、これから退職数も多いです。ところが、採用試験、通常、人事を行う場合は退職者数とか常勤講師で引きますとかと言われる方で、大体幾つぐらいお席が空くかというのが分かったら、そのお席の分だけ新採をいただきたいとお願いをして、バランスを取って人事配置をできるようにやっているわけでございますが、今年3月25日の内示でいただくことができた新採は5割でございます。これはほかのところもほとんど、福岡県の中の市町

村教育委員会は大体5割、多いところでも6割しか教員が配置されていないと説明を受けました。そういうのもありまして、教員の不足というのがとても多くなっているということでございます。

臨時的任用教員の状況でございますけれども、臨時的任用教員の方々の中に年齢も様々でございます。大学出たての方もいらっしゃれば、40代、50代のベテランの方で、ずっと臨時的任用教員として八女市に貢献いただいた方までいらっしゃいます。ですから、その方々に対しまして一律に学級担任とかも持っていておられますので、勉強もしていただきたい方もいらっしゃれば、十分学級担任を一人で回せるという力量のある方もいらっしゃいますので、その方々の力量に応じて学校のほうで新採と一緒に研修を行ったりとか、いろんな工夫をしながら勤めていただいているというのが現状でございます。非常勤についても同じような状況でございます。

**○17番（森 茂生君）**

県費の職員が5割ということは、5割は地元八女市で見つけて配置せにゃいかんということで理解してよろしいのでしょうか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

そうでございます。あくまでも任命するのは都道府県の教育委員会でございますので、我々、そして、教育事務所、校長先生方で見つけていくわけですがけれども、市とか校長先生方で見つけていただいた分については、県のほうにこういう方がいらっしゃいますので雇っていただけますようお願いいたしますということで、うちから書類を出させていただくという手続を取らせていただいております。

**○17番（森 茂生君）**

半分しかいただけなかったというのは、正直言うて大変な事態なのかなと思います。

今、臨時的任用教員とか言われましたけれども、どういう人が臨時的免許を持たれるのか、お尋ねします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

免許につきましては、正規の方と同じように、普通免許状とかを持っています。ですから、特別な臨時的任用教員用の免許があるということではございません。

**○17番（森 茂生君）**

これも福岡県が全国最多水準が続いているという報道があっております。2020年度は682人、県が臨時的に、あなたは学校の先生ですよという免状を与えて、その人が授業してもらおうということなんでしょうけれども、どういう人が来るのか、正直言って私は心配でなりません。こちらから推薦を出すから、地元が言うから大丈夫だろうということで県も恐らく判

断して臨時の免許証を交付するんだろうと思いますけれども、それでいいんですかね。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員おっしゃられる臨時免許状というのは、全く別の免許状でございます。臨時免許状を出すケースと申しますのは、中学校のある教科の免許をお持ちで、小学校の免許は持っていないというときに、小学校に勤めてもいいですよという場合に出されるものが臨時免許状です。それとか、中学校であるならば、体育の免許は持っていますと、ところが、技術の免許は持っていない、だけど、技術は教えることはできますよということであれば、臨時免許状を県が出して、そして、教えていいですよというのが臨時免許状でございます。

臨時的任用教員の方はそういう臨時免許状を持ってある方ではなくて、あくまでも普通免許状を持たれていて、その持っている免許状で授業をされている方々でございます。

○17番（森 茂生君）

分かりました。私もごっちゃになったところがあったかと思います。

そしたら、その臨時免許状で授業をされている先生は何人いらっしゃいますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

6月1日現在なんですけれども、小学校で9名、中学校で2名でございます。

○17番（森 茂生君）

言わばこの人たちは免許証は持たんけれども、さっき言うように、八女市がこの人は大丈夫ですよと言うから、なら、県も認めましょうと。いわゆるはっきり言えば、免許証を持たないけれども運転しているようなもので、非常に危険な——これは失礼。今のは取り消します。教員の免許は持たずに教壇に立つということでしょう。

○学校教育課長（郷田純一君）

そういうことでございますが、この臨時免許状は免許法の中に位置づけられた3種類の免許状の中の一つでございますので、我々がきちんと見て、そして、県は県でどういう尺度でオーケーと言われているのかは自分たちは存じ上げないんですけれども、そういう経過でやられて来ていただいている。力量のある方も当然いらっしゃいますので。

○17番（森 茂生君）

この深刻な時期ですので、そうせざるを得ないという面も分かりますので、ここにとどめておきます。

もう一つ、皆さんが心配してあるのが、学級担任の人はちゃんとした正規の教員だろうと普通思っているけれども、ここも正規の教員ではなく、資料を出していただいておりますので分かりますけれども、小学校で92.2%、それ以外の方は臨時的任用教員がやって



いる。中学校で89.1%、せいけん、10.9%は正規雇用ではない臨時的任用教員とか、そういう人たちが学級担任をしているという状況が出てきておりますけれども、やっぱり保護者から見れば、どの人が正規雇用の先生か、あるいはどの人が臨時的任用教員か分からんわけですよ。

そういう中で、これは福岡県内の公立小学校の常勤講師としていた人が、4月の始まる前に、子育てもせやんから学級担任は駄目ですよという条件で入ったけれども、学級担任の先生が病気で休まれた。だから、無理して、校長先生から呼ばれてとにかくやってくれということで、その人は常勤講師だったけれども、担任をされた。そして、こうっております。朝から夕方まで休憩ゼロ秒で働く日々が始まることになった。学級担任をしたからですね。実はそういう担任まで無理ですよとおったけれども、とにかく回らんから、ぜひ担任をやってくれということで。

ですから、担任の先生が不足するということ、ほかにも当然影響が出てくるわけです。ですから、八女市も100%正規の先生が担任をしているわけではありませんので、そういうところの弊害とかなんとか出ていますか、それとも、全く関係ないか、お尋ねします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

そもそもの話になりますけれども、正規職員であろうと、臨時的任用職員であろうと、子どもたちから見れば同じ担任の先生でございます。また、正規であろうと、臨時的任用職員であろうと、力量の高い方もいらっしゃれば、低い方も当然いらっしゃいます。ですから、私たちが校長先生方にいつもお願いしているのは、臨時だろうと、正規だろうと、同じ職員ですから、力量に応じてきちんと指導すべきところは御指導していただきたい。そして、子どもたちが楽しく学校に来られるようにしていただきたいと、御指導いただきたいをお願いをしておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、非正規の先生ですよ、これはここに書いてあります、初任者研修もなければ、指導してくれる教員もつかないということになっているようです。そしたら、初任者研修とか、普通なら力量が弱い人はついてから指導したり、そういうことをされていますか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

もしそういう研修が必要な力量の先生であるならば、例えば、初任研がお二人配置された学校であるならば、2人プラス1、3人で話をしたりする機会をつくってくださいとお願いしているということでございます。

**○17番（森 茂生君）**

要するに正規の先生はきちっとそういう研修はあるけれども、非正規の先生方には必ずそれをやるということじゃないということでしょう。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

県は県の臨時的任用職員の研修をしております。ですから、それへの参加というのは当然いたします。これは県のほうから言われている研修でございますので、それに参加をしております。それに上乘せして、各学校で力量に応じてプラスアルファでやっているということでございます。

**○17番（森 茂生君）**

実は私も調べていましたところ、千葉市ですけれども、これは現物のコピーですけれども、教員募集、千葉市講師登録の御案内ということで、保護者に先生たちはいませんかということで配ったということです。それで、これがインターネット上でいろんな話が出て、ついに学校の先生もパートになったかという話まで出ているようです。それで、非常手段でやられたんではしょうけれども、非常にそれがうわさになって、いろんなことが言われているようです。こういう学校の先生をチラシなんかで一般的に募集というのは、今まで恐らくなかったんだろうと思います。それが募集をしたために、いろんな問題とは言いませんけれども、SNS上で注目を集めて、学校がパート先に、ここまで来たかと、インターネットの世界で、このチラシについていろいろ言われているようです。

それで、ニュースの担当者が教育委員会に問合せをしたら、掘り起こしが狙いですということで、今まで来ていただかなかった方がどこかにいらっしゃるんじゃないかということで、こういうことをしました。民間の派遣会社にも相談したけれども、ここでもゼロですと言われたということで、いろんな手だてを取って、ハローワークにも行った、しかし、まだ足りないから、そういうチラシを出したところですよという返事のようなようです。

それで、八女市のことをお尋ねしますけれども、八女市でもそういうことをされたかどうか、お尋ねします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

全国的に教員不足というのはあって、我々は定数を埋め切れないものが3あると申し上げましたけれども、3あるといっても、欠けている定数のある学校は主幹教諭の方が担任をされたり、ほかの方がカバーしたりということで、しわ寄せが当然行くわけですから、どうしても見つけたい、そう我々は思っております。ですから、今現在、校長先生方をお願いして、地域のPTAとか地域の会合のときに議員おっしゃられた掘り起こしをされているというのが実情でございます。

**○17番（森 茂生君）**

これはインターネットで見つけたんですけれども、令和4年度、ある学校の、これは学校だよりというんですかね、それです。こう書いてあります。先生が足りませんということで、令和3年度は教職員の定数が1.5人不足のままスタートしました。その後、3.5人の欠員になり、そのまま年度末を迎えました。その上、新型コロナウイルスに職員が感染して、子どもたちの学びを止めないために、管理職はもちろんのこと、養護教諭、栄養教諭、総動員体制で授業を行い、市教育委員会からも指導主事を派遣していただきましたということが言われております。

ちょっと続きがありまして、今年度は幸い定員欠が出なくスタートしましたがけれども、市内の小学校には昨年度の本校と同じように定数が埋まらないまま新年度を迎えた学校もあります。また本校もいつ何らかの理由で職員が欠けることになるか分かりません。しかし、その場合、欠員の補充は難しくなることが予想されますので、保護者の皆さん、どうか何かそういう人がいたら紹介してくださいという内容です。

それで、これは八女市だけの問題じゃありませんので、これ以上あんまり言いたくはありません。しかし、やっぱりこういう非常事態だということを私自身が初めて知ったんですよ。それで、教育委員会内部だけでいろいろするには限界が来ていると思います。ですから、ひとつ足りないのは足りないオープンにして、市長部局も併せたところで何か対策を練るとか、今までどおりではどうもこうもならんような事態に来ているような気がします。

これは教育関係で、市長には直接関係ありませんけれども、こういう事態ですので、何か市長もよい手だてを考えていただいて、何か対策なりを取っていただきたい。教育委員会だけじゃ非常に難しい気がします。市長、いかがでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

大変難しい問題だろうと思いますし、今後このような状態がさらに悪化してくる可能性も十分あるわけでございますから、教育委員長、教育長をはじめ、この厳しい状況というのはよく理解している。今、課長から答弁させていただいたところでございますけれども、いずれにしても、子どもの教育というのはこれから国も地方自治体も極めて重要な時期を迎えていると考えておりますので、教育委員会とまた十分協議しながら、行政として支援できるところはしていかなければならないと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ここに県の資料を頂きました。2020年3月11日付ですけれども、我々の知っている団体が毎年申入れをしているわけです。これは県の回答ですけれども、充足率を高める対策についてですけれどもということで、令和3年度の実施採用試験において小中合わせて令和2年度と同数の950人、県はこれを目指していると。そして、令和4年度も引き続き950人。ですか

ら、令和2年度から増えてはいないんですよ。令和2年度も950人、令和3年度も950人、令和4年度も950人の採用を目指しているということですので、増えんわけですよ。950人しかもともと目指していないわけですので。今までどおりですので、新規に増えないはずですよ。それとも、増やそうという気がないのか。志願者数の確保に取り組んでいきますということですので、これを読めば、たとえ募集しても、それ以上集まらないのかなという気もします、幾ら枠を広げても。ですから、あらゆる県内、県外の大学のほうにもチラシとか動画まで作って募集していますという県の回答です。ですから、県を当てにしとっても恐らくこれは無理だろうと思ったんですよ。募集定員が950人から全然増えていない状況ですので。基本的にはこれは国がきちっと対応せなでけん問題です。

県もこう言っています。現在の財政状況では県独自の予算で進めていくことは困難ですが、国の加配定数を活用して市町村の判断で少人数学級——これは少人数学級のことですけれども、少人数学級をしますということですよ。県も財政状況がありますのでという具合ですので、恐らく県にお願いしても急に改善することはないような気がします。ですから、取りあえず八女市独自で何とか最低限の人数はそろえるように、ぜひ今後もやっていっていただきたいと思えます。

ですから、今までも手は尽くしてありましようけれども、教育長、答弁を求めますけれども、今の状況、そして、今後どのようにして学校教育の水準を今のまま維持していくのか、後退せずに、先生を確保してですね、そういうところの決意のほどをお伺いします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

御答弁申し上げます。

今、議員御指摘のとおり、たとえ一人でも不足しているということは大きな課題だろうと思っています。教育委員会といたしましても、先ほど課長が答弁いたしましたように、様々な機会を設けて、様々な機関とも連携しながら、教員の確保、これには努めているところでございます。

議員御指摘の臨時的任用教員ですけれども、これも我が国は相当免許主義ということで、学校種の免許状を持っているということが最低限の保証になっています。ですので、その方々もその免許状は持っておりますので、県の採用試験は通っていませんけれども、受けていませんけれども。だから、そういう意味では保証はできているのかなとは考えております。

ただ、今、議員おっしゃった採用数、これに関しては来年度は50名増えます、千何名かに。今年より中学校だけがですね。先ほど御指摘のように、中学校の教員が不足しておりますので、小学校は昨年度と一緒、660名でしたでしょうか。中学校は令和5年度は採用人数を50名増やしております。そういう状況になっております。

もう一つ、先ほどのバックヤードの件ですね。まさしく枯渇しています。それは福岡県の

場合は、もちろん全体的に退職数が多いというのは、平成12年から比べると5倍なんです。ですので、相当数不足しています。それで、福岡県もずっと採用試験は年齢制限を設けてきたんですけれども、最終的には59歳まで受けていいようになりました。だから、59歳で合格して、初任が1年で退職というところまでしないと、いわゆる採用試験の倍率が維持できないという状況、そこに一番現れているんだと思いますね。

もう一つは、免許更新。免許法が今度改正になりまして、免許更新制がこの7月から廃止になります。これは一つのいい兆しかなと私は思っております。我々もこの免許更新を早くやめてくれということをお願いをしてまいりました。それで、やっとこの7月からそれが廃止になって、そうすると、今まで失効していた免許、これは今までその方を雇うときには改めてお金を払って研修を受けてもらった上で免許状を起こしてもらって採用しかできませんでした。ところが、この7月からは、先ほど3つ目の臨時免許状を県の教育委員会が付与して、そして、そういう研修を受けずに任用できるということになりますので、その点では若干バックヤードが増えるのかなという気もしております。

そういったことをいろいろ様々考えながら、子どもたちへの教育の質を低下させないように頑張っていきたいと思っております。

**○議長（角田恵一君）**

森議員にお願いします。時間が残り少のうございますので、残りの質問もございますので、時間配分よろしくをお願いします。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。そういう状況を皆さんに知っていただくのも一つの手かなと思っております。内々でするより、やっぱり全国的な問題ですので、八女市だけが特異な状況じゃないというのは私も理解しておりますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、学校給食については補正予算を組んでいただいておりますので、この場でいろいろ言うつもりはございません。対応していただきまして、ありがとうございました。

それから、最後の市営住宅の件ですけれども、今答弁いただきましたけれども、そういう持続化給付金、国からの給付金などを受けて、結局、市営住宅の家賃が上がった、跳ね上がった、いろいろなそういう状況があるかと思ひますけれども、八女市で現実にそういう人がいらっしやるのかどうか、お尋ねします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

御質問の件でございますけれども、まずは八女市の市営住宅の家賃改定に当たりましては、毎年度、入居者の方より収入申告を提出いただいておりますので、この収入申告では収入総額、所得総額のみ記載でございますので、その中の詳細な収入まで私ども定

住対策課のほうでは確認できておりませんので、御質問のような事例につきましては確認することはできないということでございますが、市長答弁の中でもございましたとおり、家賃の改定時には事前に家賃の額等について文書でお送りさせていただいて、疑義、また、相談があったら、相談を受ける時間を設けておりまして、今年度、令和4年度の家賃改定時におきましては、この相談の期間中に同様の事案の相談はなかったわけでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

これはつい先頃、国会でいろいろ問題になっただけですので、これを恐らく住民の方が知っているわけではないんです。ですから、今これは問題になっているんです、コロナ対策の一環として。ですから、今後の問題として、例えば、収入のときにこういう欄を設けていただいて、これとは分ければすぐに把握できると。東京都あたりではそのようにしてくれという要望を出されているようです。ですから、分かるようにして、それはあくまで事業主の判断という国の見解ですので、事業主がこれは駄目だと言えればそれまで。いや、これはコロナ対策として持続化給付金なんかは一時的なものですので、家賃の値上げの収入に入れなくてもいいようにしようと。そうできるわけですので。ですから、そういうことを申し上げているわけです。

ですから、今後、ぜひそうしていただくならば、コロナがいつまで続くかはっきりしませんが、そういう場合はぜひ収入として見ずにされるような対策を取っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

御質問のような持続化給付金を確認する方法といたしましては、議員御提案いただきましたとおり、収入申告書などにそういった記載を設けることで解決することはできるかと思いますが、それ以前に持続化給付金等を一時的な収入として除外するのかわからないのかという、まず、入り口の段階の協議が必要だと思っております、まだ国から文書等を頂いておりませんので、私どもはまずはその通知等を熟読させていただくとともに、県の取組、また、他の自治体の状況を見極めながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

これは質問趣意書が国会の答弁で出てきておりますけれども、持続化給付金の給付によって住宅料が上がるというのは国も分かったと。しかし、あくまでそれはおおむね1年以内の期間ごとに断続的に得る収入でないものは入れなくてもいいという国の見解なんですよ。ですから、国が通知を出さんでも八女市の判断で、なら、これは除外しましょうと言えれば、そ

れですので。恐らく通知はわざわざ来んと思います。ですから、こういう見解が出ているので、八女市は地方自治体ですので、独自の判断で、そう大した金額にはならないと思います。恐らく市営住宅に入居してある事業主ですので、給与所得は関係ありませんので、人数的には把握できる範囲内だと思っておりますので、ぜひそこら辺を国からの通知を待っとくというのじゃなく、ぜひ前向きにこれぐらいは八女市でも、今、コロナ対策をいっぱい取りよるから、その一環としてぜひ取っていただきますよう前向きに検討してください。返事をお願いします。

**○定住対策課長（高巢雅彦君）**

お答えいたします。

まずはほかの自治体、県の取組等を見極めながら対応していきたいと考えているところがございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時39分 延会